

第3次糸満市男女共同参画計画

～ いちまん VIVO プラン ～

(糸満市女性の活躍推進計画 糸満市DV防止基本計画)



令和4年3月

糸 満 市

市長挨拶

支えあって共に生きる平和のまち・糸満



本市は、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、2000（平成 12）年から 5 年ごとに「糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」を策定し、2010（平成 22）年には、「糸満市男女共同参画社会推進条例」を制定し、市民や事業者との協働による取り組みを行ってまいりました。

そのような中、新型コロナウイルス感染症拡大に起因した、女性への家事・育児・介護等の負担の集中や、DV の増加・深刻化などが問題視されています。また、働き方改革の進展やハラスメントへの関心の高まりなど、働く女性を取り巻く国内の状況は大きく変化しております。さらに、多様な性及び性別に対する社会的認知度が高まり、いわゆる性的マイノリティの方々への配慮が求められるようになっております。特に、国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）において、世界の様々な課題解決に向けた重点目標の一つに「男女平等」が掲げられ、国際的にも、男女平等参画の推進が重要となっております。

これらのことを踏まえ、このたび、「第 3 次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」を策定いたしました。

本計画では、総合計画の目指すまちの姿のひとつである「支え合って共に生きる平和のまち・糸満市」を「まちの将来像」と位置づけ、SDGs（持続可能な開発目標）を念頭に施策の展開を行うものとしております。さらに、その一部を「糸満市女性の活躍推進計画」および「糸満市 DV 防止基本計画」とすることで、女性支援に向けた環境の整備や地域における継続的な自立支援等を基本的役割としました。

誰もが各々の希望に応じ、様々な場面で、個性と能力を十分に発揮することができるよう、市民・事業者・学校・団体・関係機関の皆様との連携・協働のもと、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりますので、なお一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました男女共同参画会議委員の皆様をはじめ、男女共同参画に関するアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月 糸満市長 當銘 真栄

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	5
3 計画の愛称	5
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	8
6 基本理念	8
7 策定体系	9
8 前計画達成状況	10
第 2 章 計画の基本的な考え方	13
1 男女共同参画計画の将来像	14
2 基本方向・基本目標	14
3 施策体系	16
第 3 章 施策の展開	17
1 基本方向Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進拡大	18
(1) 基本目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	18
(2) 基本目標 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	22
(3) 基本目標 3 地域における男女共同参画の推進	27
2 基本方向Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	30
(1) 基本目標 4 あらゆる暴力の根絶	30
(2) 基本目標 5 困難を抱える人への支援	34
(3) 基本目標 6 生涯を通じた健康支援	40
3 基本方向Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上	43
(1) 基本目標 7 男女共同参画意識の向上	43
(2) 基本目標 8 男女共同参画社会推進のための教育・学習の推進	46
(3) 基本目標 9 平和な社会や多様な価値観を認め合う社会の形成	49
第 4 章 計画の推進	51
1 計画の推進	52
2 進捗管理	53
3 成果指標一覧	54
参考資料	57
1 法及び上位・関連計画等の整理	58
2 委員会設置規程・会議規則・委員名簿	82
3 第 3 次糸満市男女共同参画計画策定経過	87
4 用語集	88
5 男女共同参画年表	94

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の愛称
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の期間
- 6 基本理念
- 7 策定体系
- 8 前計画達成状況

1 計画策定の背景

(1) 世界の流れ

世界における男女平等・男女共同参画の取り組みとして、国連では昭和50年を「国際婦人年」と定め、翌年からの10年間を国連婦人の10年として、男女平等への取り組みが進められました。

昭和54年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、その前文では「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と規定されています。

平成7年に中国・北京で開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」で採択された、「北京宣言及び行動綱領」は、国際的な男女共同参画の取り組みの規範となっています。

その後、平成12年に、「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」が国連安全保障理事会で採択、2010（平成22）年に、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」（国連女性機関(UN Women)）が設立されました。

平成27年の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、17の目標と169のターゲットが定められました。その目標の一つに「ジェンダー平等」が設定されています。

令和元年に、日本で開催された「G20(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書「G20 大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」は、人権の視点からも社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。

また、同年6月には、国際労働機関（ILO）総会において「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」が採択（条約発効日：令和3年6月25日）されました。

仕事の世界における暴力とハラスメントは、人権の侵害又は乱用に当たるおそれがあることや、機会均等に対する脅威であるとして、加盟国に対して、一切の暴力とハラスメントのない職場環境を促進する責任があることに注意を喚起しています。

(2) 国の動き

我が国では、国連の動向に呼応して、国内法の整備と条約の批准、国際社会への支援等を行ってきました。また、働く人の仕事と育児の両立支援に係る取り組みを促す「次世代育成支援対策推進法」や働く分野における女性の活躍推進を促す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）においては、それぞれ一定の取り組みを行う企業に対して、くるみん認定、えるぼし認定の制度を設けて、企業の継続的な取り組みを促進してきました。

近年の国内における主な動向としては、平成 28 年に、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」がそれぞれ改正されています。

また、平成 30 年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女候補者数の目標を定める等、自主的な取り組みを規定した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下「候補者男女均等法」という。）が公布・施行されました。同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が成立しました。

令和元年には、「女性活躍推進法」施行後 3 年目の見直し規定による改正が行われ、女性活躍に関する計画策定や情報公開の対象事業主の拡大が規定されました。同年、「男女雇用機会均等法」等の改正による職場のハラスメント防止対策の強化や住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記も施行されました。

平成 15 年 6 月に政府は「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」という目標を決定しました。目標年の 2020 年には、その達成が困難であることから、第 5 次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方において、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」と改められました。

令和 2 年 12 月には、人口減少社会の本格化、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などの社会情勢を踏まえて、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

(3) 沖縄県の動き

沖縄県は、昭和59年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、以後、平成5年に「男女共同参画型社会の実現を目指す沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」(第1次)、平成14年3月には、男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」(第2次)、平成19年3月に「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第3次)、平成24年3月に「第4次沖縄県男女共同参画計画」、平成29年に「第5次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

こうした中、沖縄県においては、男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態を把握するため、令和2年に「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」を実施し、沖縄県の男女共同をめぐる現状と課題を整理し、沖縄県の男女共同参画の実現に向けた方向性を示すため、令和3年度に新たな沖縄県男女共同参画計画を策定しています。

(4) 糸満市の動き

糸満市では、平成8年に「第1回糸満市女性会議」を設置し、以降、平成10年に「第2期糸満市女性会議委員」を発令、平成12年に「糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～」を策定、平成22年に「糸満市男女共同参画社会推進条例」の制定及び施行、平成24年に「第2次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～」の策定、平成29年には「第2次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～(後期計画)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

令和3年3月には第5次糸満市総合計画を策定し、多様性を認め合う社会をつくる取り組みとして、固定的な男女の役割分担の是正、人権の尊重や男女共同参画社会に向けた意識づくりや共生社会の実現に取り組んでいます。

令和3年度に「第2次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～(後期プラン)」の計画期間が終了することから、「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～」が「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画および「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画と一体的に策定されました。

2 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

男女共同参画社会は、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望む形で展開でき、誰もが、共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。

本市は、平成12年に「第1次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～」を策定し、平成22年に「糸満市男女共同参画社会推進条例」を施行、平成24年に「第2次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～」を策定、平成29年には「第2次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～(後期計画)」を策定し、糸満市の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

さらに、令和3年に第5次糸満市総合計画を策定し、性的マイノリティの尊重と共生環境の向上、女性が輝く社会を目指した女性リーダーの育成に取り組んでいます。

今回、第2次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～が、令和3年度で終了することに伴い「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～」を策定するものです。

また、本計画は「糸満市女性の活躍推進計画」及び「糸満市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を包含しています。

3 計画の愛称

糸満市では、第1次計画策定の際に男女共同参画計画を広く市民に理解して頂くため、愛称の公募を行い、女性会議で「いちまん^ビ^ボVIVOプラン」と決定しました。

以降、糸満市では第2次計画の愛称、「^ビ^ボVIVOフェスタ」などの事業において「^ビ^ボVIVO」を使用、市民に親しまれており、第3次計画においても「いちまん^ビ^ボVIVOプラン」を愛称として設定します。

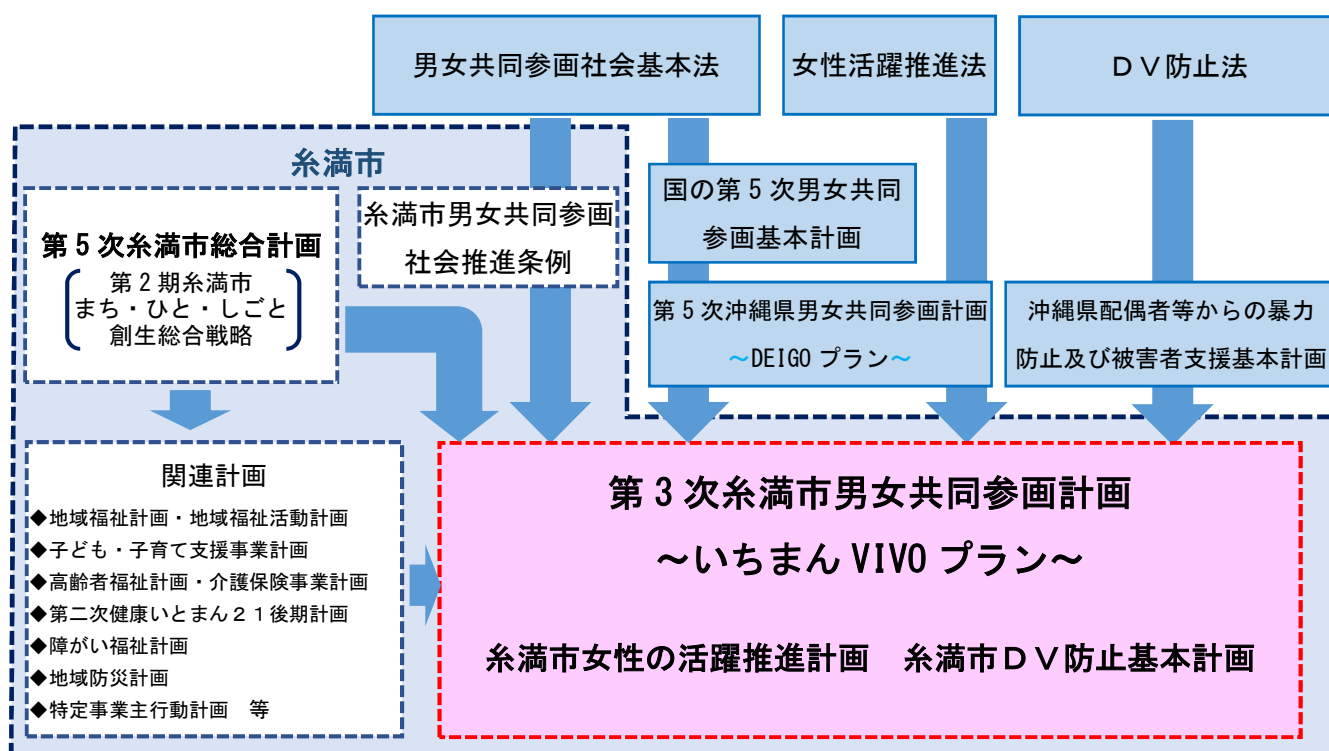
^ビ^ボVIVOとは

「いちまん^ビ^ボVIVOプラン」の^ビ^ボVIVOとは、スペイン語で「生き生きとした」という意味のVIVO(ビボ)と方言を組み合わせ、糸満市の地域性を尊重し、男女が生き生きとした共同参画のまちづくりを目指す意味が込められています。

4 計画の位置づけ

- 第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づく男女共同参画社会の促進についての市町村計画です。
- 第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～は、「糸満市男女共同参画社会推進条例」第10条に基づく本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- 第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- 第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を勘案するとともに、本市の上位計画である「第5次糸満市総合計画（第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」の部門計画として位置づけ、国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）を念頭に置きながら、他分野の関連計画との整合性を図っていきます。

計画の位置づけ



本計画では国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)を念頭に置きながら施策展開を行うものとしています。

各施策とSDGsの17の目標との関係は次のとおりです。

SDGs 17の目標



貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

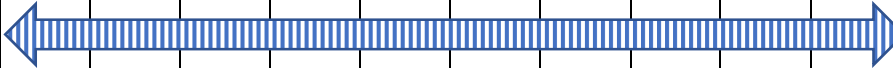
資料：総務省

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、中間年度である令和8年度に見直しを行うものとします。

また、社会情勢の変化によって計画に変更の必要性が生じた場合には適宜見直しを行います。

計画期間

区 分	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
第3次糸満市男女共同参画計画										
第3次糸満市男女共同参画計画 【後期計画】					中間 見直し					

6 基本理念

第3次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～の基本理念は、糸満市男女共同参画社会推進条例第3条に規定する6つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策の推進に取り組めます。

【糸満市男女共同参画社会推進条例 基本理念】

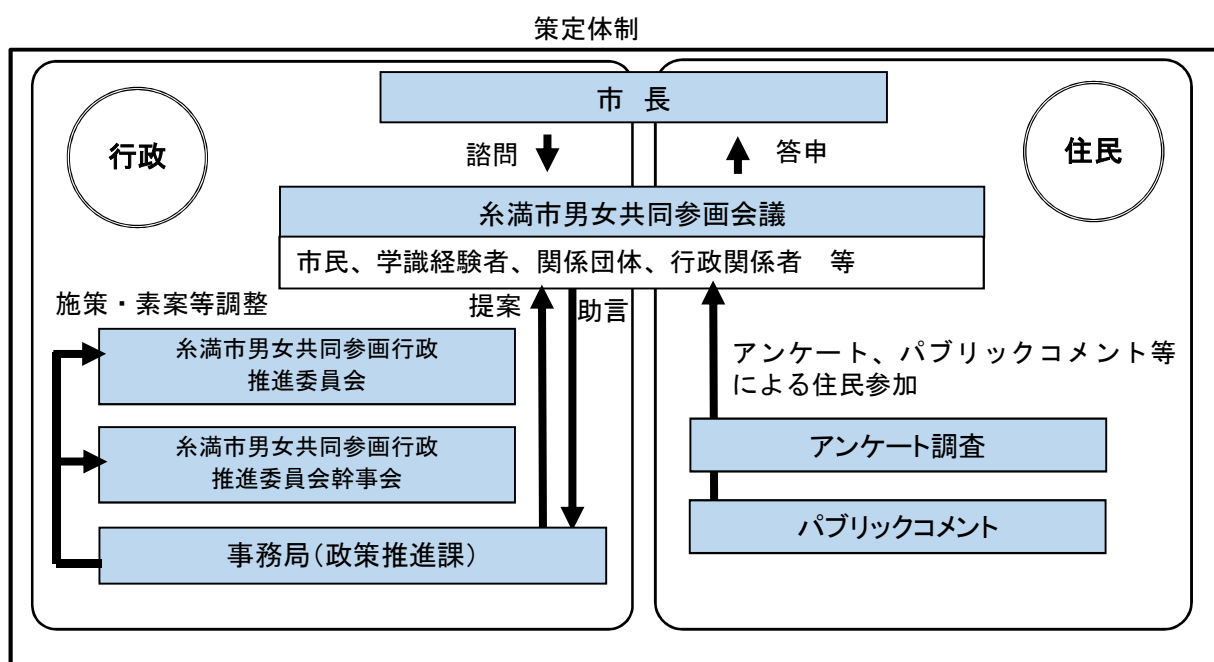
1. 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
2. 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
3. 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
4. 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
5. 家族を構成する男女が相互の協力及び社会の支援の下に育児、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
6. 男女共同参画社会の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

7 策定体系

(1) 策定体制

計画の策定に当たって、庁内体制として、副市長を委員長とする「糸満市男女共同参画行政推進委員会」、政策推進課長を幹事長とする「糸満市男女共同参画行政推進委員会幹事会」を設置し施策・素案等の調整を審議しました。

また、市民、学識経験者、関係団体、行政職員など幅広い関係者で構成される「糸満市男女共同参画会議」を設置し、多角的視点から多くの意見を頂きました。



(2) 住民意見の反映

計画策定にあたりアンケート・パブリックコメント等による住民参加により、市民意見を計画に反映しました。

① アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民意識調査、小学生・中学生アンケート調査、市職員意識調査を実施し、本市の男女共同参画を取り巻く現状や住民ニーズの把握に努めました。

② パブリックコメントの実施

本計画の素案について、市民の方々から幅広く意見を募集するため、令和4年1月5日から令和4年1月23日までパブリックコメントを実施しました。

8 前計画達成状況

(1)【基本方向Ⅰ】あらゆる分野における女性の活躍

子育てサービス分野(保育所等利用待機児童数、放課後児童健全育成事業実施数)は、進捗に多少の遅れはあるものの、近いうちに目標値を達成できる見通しです。

女性の社会進出分野(女性IT技術者の育成数)は、出産・育児等で離職・求職する女性に対し、キャリアアップ・スキルアップのため継続した就労支援が必要です。女性の政策方針決定過程への参画(市各種委員会等への女性登用割合)は、決定事項における「ジェンダーバイアス(性の偏り)の是正」のため、女性委員の登用を強く推進する必要があります。

地域における女性の活躍分野(女性自治連絡員割合、認定農家申請における家族)は、担い手不足が大きな課題となっており、女性リーダーの育成など担い手不足解消に向けた取り組みが必要です。

基本方向Ⅰ「あらゆる分野における女性の活躍」

区 分	実績値					目標値
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
1 保育所等利用待機児童数	58 人	27 人	25 人	54 人	26 人	0 人
2 放課後児童健全育成事業実施数	16 施設	17 施設	17 施設	17 施設	18 施設	19 施設
3 女性 IT 技術者の育成数	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人	20 人
4 市各種委員会等への女性登用割合	25 %	27 %	26 %	26 %	25 %	30 %
5 市女性職員の女性管理職登用割合	15 %	15 %	16 %	16.4 %	14.8 %	15 %
6 人・農地プラン検討委員会における女性委員登用割合	33 %	33 %	33 %	33 %	33 %	委員全体の30 %
7 女性自治連絡員割合	19 %	15 %	17 %	17 %	12 %	30 %
8 男性職員の育児休業取得人数	3 人	3 人	1 人	3 人	3 人	2 人以上
9 認定農家申請における家族協定締結数	10 戸	10 戸	15 戸	9 戸	7 戸	10 戸

※実績値について令和3年度中に数値が確定しない指標があるため、令和2年度を実績値とする。

(2)【基本方向Ⅱ】安全・安心な暮らしの実現

健康支援分野(特定健診受診、訪問型特定保健指導人数、一般スポーツ教室への男性参加者数)は、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、各実績値は低下したものの、人生100年時代を見据え、今後も強く健康維持・増進を図る必要があります。

妊婦教室パートナー参加率は、目標値を大きく上回っており、今後も参加率向上に向け継続的に取り組む必要があります。

あらゆる暴力の根絶、困難を抱える人への支援は、国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)の理念でもある「誰一人取り残さない」世界を目指す上からも、強く推進していく必要があります。

基本方向Ⅱ「安全・安心な暮らしの実現」

区 分	実績値					目標値
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
10 特定健診受診率	37.6 %	39.3 %	39.2 %	37.5 %	33.8 %	60 %
11 訪問型特定保健指導人数	36 人	24 人	23 人	19 人	22 人	45 人
12 予防教室参加人数	11,900 人	12,192 人	12,632 人	13,060 人	10,870 人	年 300 人増
13 健診受診率	8 %	7 %	9 %	12 %	11 %	10 %
14 スポーツイベント参加者数	1,801 人	1,611 人	1,330 人	6,488 人	211 人	年 10% 向上
15 一般スポーツ教室への 男性参加者数	14 人	16 人	7 人	5 人	19 人	延べ 150 人
16 妊婦教室パートナー参加率	22.2 %	32.3 %	35.0 %	52.2 %	62 %	35 %
17 DV 啓発講演会等の実施	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	延べ 300 人
18 DV 統計の整理公表	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回/年
19 高等技術訓練促進費の 支給人数	2 人	2 人	3 人	5 人	6 人	8 人
20 子どもの居場所の設置数	5 力所	3 力所	5 力所	7 力所	6 力所	4 力所

※実績値について令和3年度中に数値が確定しない指標があるため、令和2年度を実績値とする。

(3)【基本方向Ⅲ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

防災・復興分野(女性防災会議委員推薦の奨励)は、あて職等による委員選出等により、女性委員登用が進まないことから、委員推薦の際に各団体・組織への周知を行う必要があります。

教育・メディアを通じた意識改革分野(男女混合名簿等の導入)は、男女共同参画社会の実現に向け根幹をなすものであり、今後も「あらゆる教育の場」で取り組む必要があります。

基本方向Ⅲ「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」

区 分	実績値					目標値
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
21 権利擁護に関する相談者数	120 人	103 人	125 人	145 人	147 人	年 20 人増
22 女性防災会議委員推薦の奨励	9 %	9 %	9 %	12 %	9 %	20 %
23 男女混合名簿等の導入	—	0 校	7 校	16 校	16 校	16 校 (全校)

※実績値について令和 3 年度中に数値が確定しない指標があるため、令和 2 年度を最終実績値とする。

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 男女共同参画計画の将来像
- 2 基本方向・基本目標
- 3 施策体系

1 男女共同参画計画の将来像

第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～では、総合計画の目指すまちの姿のひとつである「支え合って共に生きる平和のまち・糸満市」を本計画の「まちの将来像」と位置づけ、互いの違いを認め合い、人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生のまちづくりに取り組みます。

～ 第3次糸満市男女共同参画計画～VIVOプラン～ まちの将来像 ～ 支え合って共に生きる平和のまち・糸満市

2 基本方向・基本目標

まちの将来像の実現に向けて、3つの基本方向、9の基本目標のもと施策を展開します。

(1)【基本方向Ⅰ】あらゆる分野における男女共同参画の推進拡大

(糸満市女性の活躍推進計画)

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、女性の人材育成・エンパワーメント支援、女性活躍の取り組みを進めます。

また、男女の均等な雇用機会と待遇確保、多様で柔軟な就労・再就職・キャリア形成など、女性のチャレンジを支援するとともに、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備に向けた啓発、子育て環境の充実、経営者や管理職を対象とした男性の家庭参画への理解促進の取り組みを強化し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

地域における女性リーダーを育成し、男女がともに地域活動やNPO・ボランティア活動などに参加することで男女共同参画の視点が根づくように支援するとともに、共生・協働社会を目指します。

また、近年頻発化する大規模災害に備え、男女共同参画の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します

【基本目標1】政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【基本目標2】雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

【基本目標3】地域における男女共同参画の推進

(2)【基本方向Ⅱ】安全・安心な暮らしの実現

人権侵害やあらゆる暴力の根絶を目指し、その未然防止のための意識啓発や相談支援、被害者を支援機関へ適切につなぐ体制の構築・強化を関係機関や市民との協働のもとすすめていきます。

性に配慮した健康支援や人権尊重の意識啓発等をすすめ、互いの性や人権等を尊重しつつ、広い視野で多様な価値観を認め合う社会の形成を目指します。

また、人生100年時代を見据えたライフステージに応じた生涯にわたる心とからだの健康支援や生きがいつくり、性の多様性、互いの性を尊重する意識の醸成を総合的に進めます。

【基本目標4】あらゆる暴力の根絶(糸満市DV防止基本計画)

【基本目標5】困難を抱える人への支援

【基本目標6】生涯を通じた健康支援

(3)【基本方向Ⅲ】男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上

男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる年代の市民に対して、その理念や目的、意義等の周知・啓発や固定的役割分担意識等の見直し等の周知・啓発をすすめていきます。

誰もが互いに人権を尊重し、責任も分かち合い、ジェンダー平等の実現に向けて、意識・慣行の見直しを継続的に進めるとともに、多様性の観点を重視し、多様な性のあり方にも配慮した男女共同参画社会の推進を図ります。

また、幼児教育や学校教育の場をはじめ、家庭や職場、地域社会において、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に、ジェンダー平等の視点に立った教育・学習の充実に努めます。

【基本目標7】男女共同参画意識の向上

【基本目標8】男女共同参画社会推進のための教育・学習の推進

【基本目標9】平和な社会や多様な価値観を認め合う社会の形成

3 施策体系

将来像	基本方向	基本目標	具体的施策	頁
	Ⅰ あらゆる分野における 男女共同参画の推進拡大 (糸満市女性の活躍推進計画)	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 女性委員の比率向上に向けた啓発 2 市役所における女性の参画の促進	21 21
		2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	3 女性活躍の推進への働きかけ 4 女性の能力向上、就労のための支援 5 創業・起業支援 6 育児・介護休業制度の利用促進 7 育児・介護サービスの充実	24 25 25 25 26
		3 地域における男女共同参画の推進	8 男女共同参画に関する学習機会の提供 9 地域の組織、市民団体との連携 10 男女共同参画の視点に立った災害時対応 11 防災に関する活動等への女性の参画促進	28 28 28 29
	Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	4 あらゆる暴力の根絶 (糸満市 DV 防止基本計画)	12 意識啓発と情報提供の充実 13 相談業務の拡充 14 関係機関との連携強化 15 ハラスメント防止のための啓発 16 相談窓口に関する情報の提供	32 32 32 32 32
		5 困難を抱える人への支援	17 ひとり親家庭の自立支援の推進 18 高齢者等の生活支援の推進 19 障がいのある人への健康支援 20 経済的困窮世帯への支援 21 性的マイノリティに対する支援	38 38 38 39 39
		6 生涯を通じた健康支援	22 性に関する理解と性感染症予防 23 母子に対する健康支援 24 ライフステージに応じた健康支援 25 心の健康支援	41 41 41 41
		7 男女共同参画意識の向上	26 条例・男女共同参画計画の周知 27 啓発活動の充実	45 45
		8 男女共同参画社会推進のための教育・学習の推進	28 学校等における男女平等教育の推進 29 家庭・地域での男女平等意識の形成	48 48
		9 平和な社会や多様な価値観を認め合う社会の形成	30 平和教育・国際交流の推進	49
	Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上			

第3章 施策の展開

- 1 基本方向Ⅰ あらゆる分野における
男女共同参画の推進拡大
- 2 基本方向Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現
- 3 基本方向Ⅲ 男女共同参画社会の実現に
向けた意識の向上

1 基本方向Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進拡大

【目指すまちの姿】

- 方針決定過程に女性が対等に参画し、女性が生き生きと活躍しています。
- 募集・採用や昇進・配置、賃金などでの男女格差が解消され、市民一人一人の個性、能力、意欲が十分に発揮できるまちになっています。
- ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女共にゆとりと充実感をもって働けるまちになっています。
- 家族全員で家事・育児・介護を分担し、喜びと責任を分かち合うまちになっています。
- 地域活動や地域づくりに多様な意見が反映され、子どもから大人まで住み良いまちになっています。
- 地域の中での助け合いや公的サービスにより、市民が生き生きと地域活動に参画しています。
- 災害時にも、女性をはじめ多様な人々の視点が反映され、安心して暮らせるまちになっています。

(1) 基本目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

SDGs 関連分野



【現状・課題】

国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）では、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、女性の政策・方針決定過程への参画を推し進めていく必要があります。

本市の女性の労働力率は、増加傾向にあり、平成 27 年の女性の労働力率は、県平均程度となっています。また、平成 27 年の女性の管理的職業従事者割合は、県内トップクラスとなっています。（図表 3-1）

一方、本市における政策・方針決定過程(委員会・審議会)における男女の割合をみると、市議会議員及び審議会に占める女性の割合は県平均を下回っていますが、公務員の管理職に占める女性の割合は県平均を上回っています。（図表 3-2、3-3、3-4）

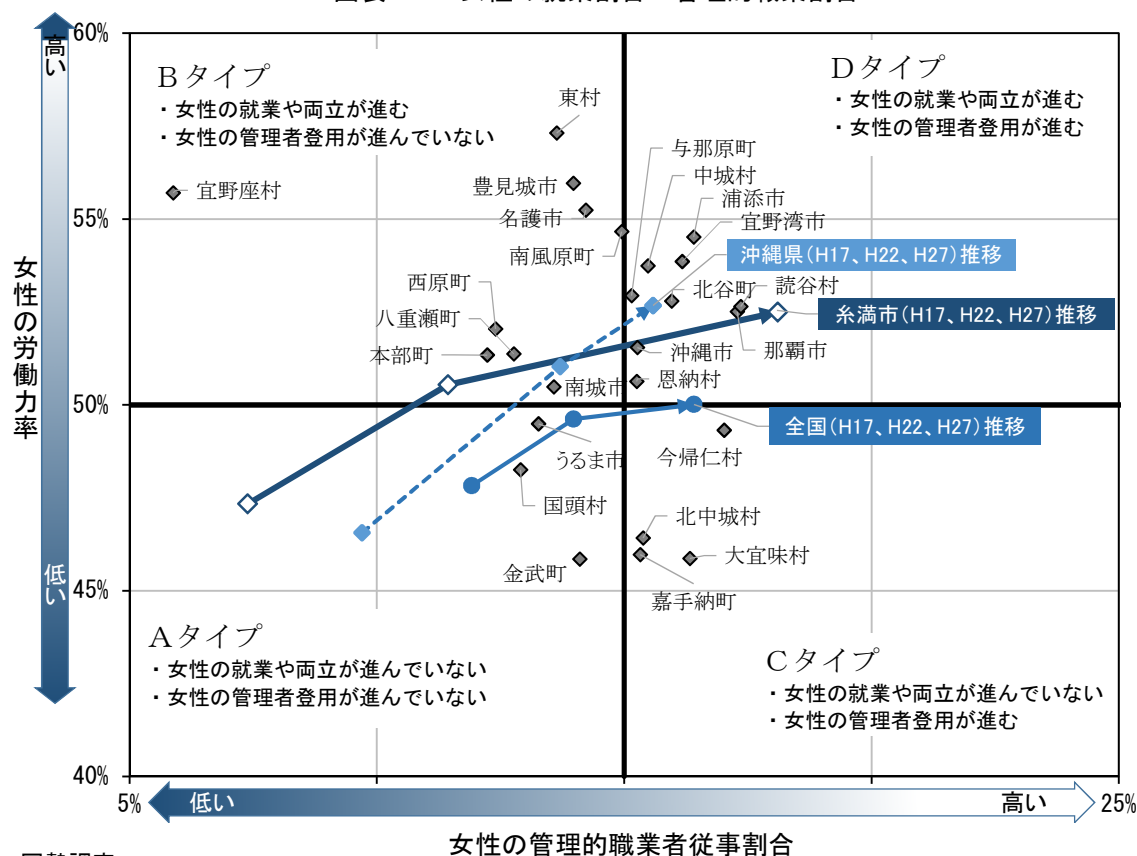
令和 3 年に実施した職員意識調査結果より、管理職（課長相当職以上）への希望について、全体では「なりたいとは思わない」が最も高く、男女別でみると、女性の割合が高くなっています。（図表 3-5）

管理職を希望しない理由としては、男性は仕事に対する理由が上位なのに対し、女性は「仕事と家庭（個人）の生活の両立を図る自信がないから」の就業環境に対する課題が挙げられています。（図表 3-6）

今後、女性の意見や視点をより一層市政に反映させるために有効なものとして、審議会・委員会等への女性の登用増が期待されています。（図表 3-7）

審議会・委員会等への女性の登用は、あて職による委員選出などにより、女性の参画が難しい場合もありますが、「あらゆる層の意見の総意」という観点からも求められており、政策・方針決定過程への女性登用を積極的に推進する必要があります。

図表 3-1 女性の就業割合・管理的職業割合



資料：国勢調査

図表 3-2 市町村議会における議員に占める女性の割合 単位：％（女性の人数／総数）

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
沖縄県	8.6	8.9	9.7	9.5	9.7	9.6
糸満市	4.8 (1/21)	9.5 (2/21)	9.5 (2/21)	9.5 (2/21)	9.5 (2/21)	9.5 (2/21)

資料：内閣府女性参画状況見える化マップ

図表 3-3 審議会における委員に占める女性の割合 単位：％（女性の人数／総数）

区 分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
沖縄県	28.0	28.6	28.4	27.1
糸満市	26.8 (69/257)	26.9 (66/245)	24.0 (63/262)	26.0 (70/269)

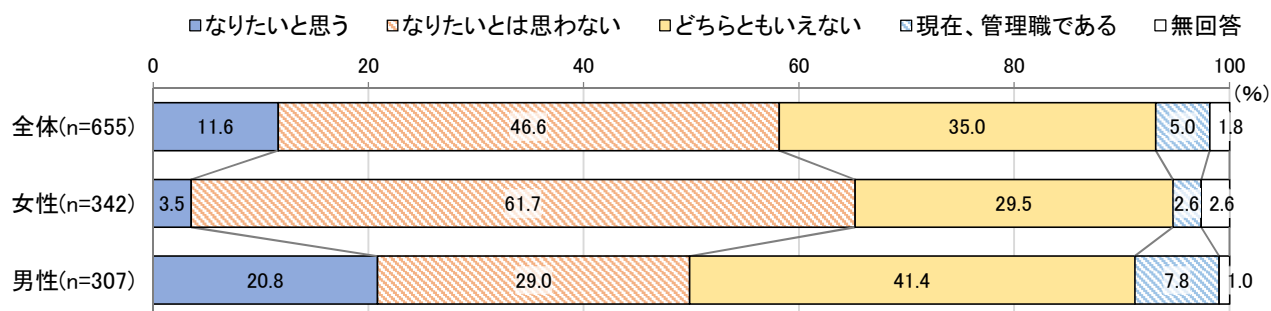
資料：内閣府女性参画状況見える化マップ

図表 3-4 公務員の管理職に占める女性の割合 単位：％（女性の人数／総数）

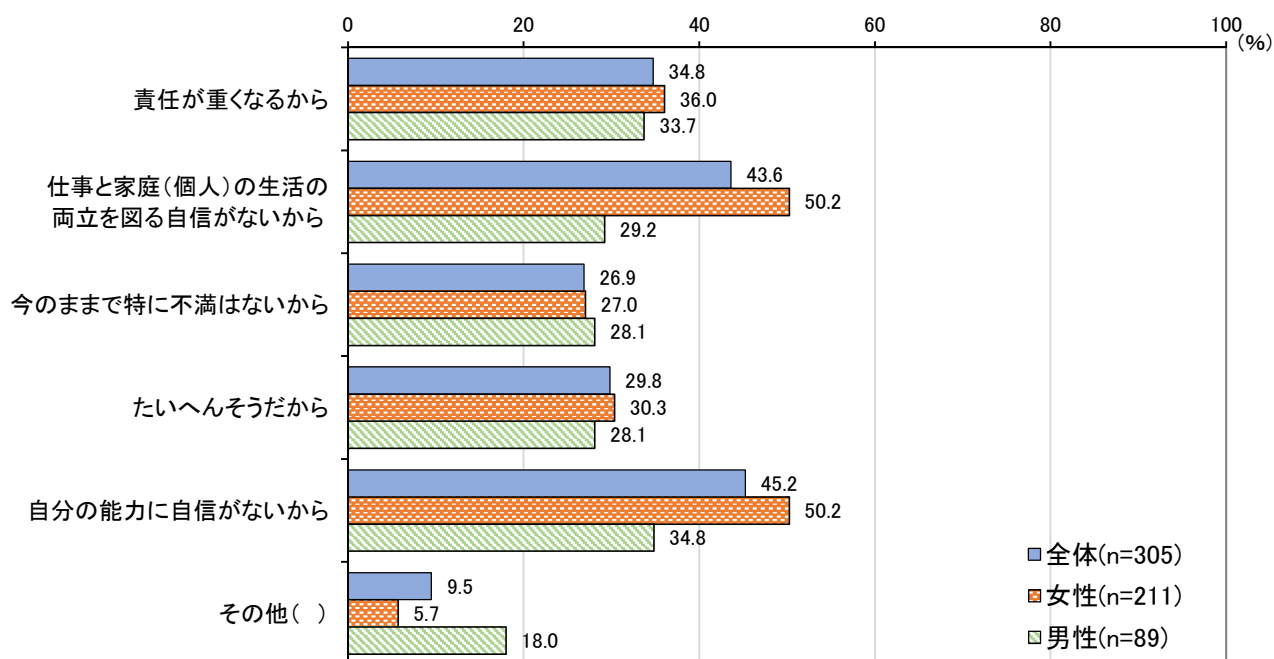
区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
沖縄県	10.7	11.9	12.7	13.2	14.0
糸満市	14.8 (8/54)	14.6 (7/48)	16.3 (8/49)	18.0 (9/50)	16.3 (8/49)

資料：内閣府女性参画状況見える化マップ

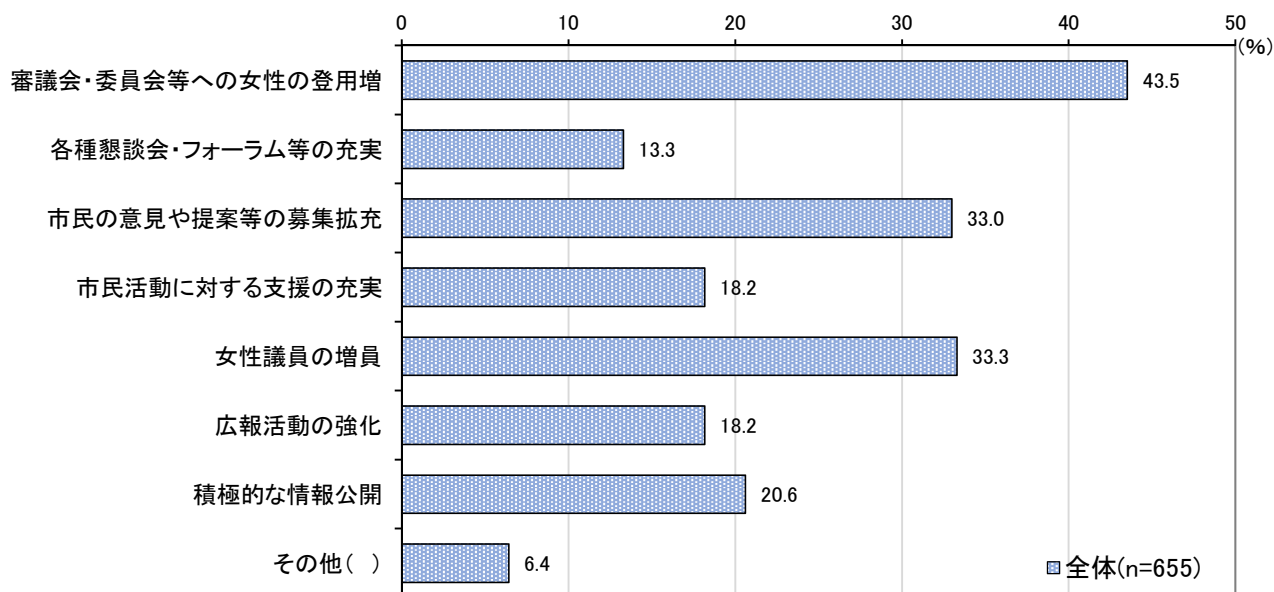
図表 3-5 管理職になりたいと思うか



図表 3-6 管理職になりたいと思わない理由



図表 3-7 女性の意見や視点をより一層市政に反映させるために有効だと思うこと



資料：職員意識調査

【施策の方向】

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、政策や方針決定の審議会や委員会等において、男女の多角的な視点をまちづくり等へ反映させていくため、市が率先して市民や各団体等への意識啓発による女性委員の積極的登用により、ジェンダーバランスのとれた委員構成となるよう、関係部署で取り組みます。

また、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用を図ります。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
1	女性委員の比率向上に向けた啓発	審議会等委員選出時に報告を受け女性委員のいない審議会等をなくすよう働きかけます。	政策推進課 人事課
		市民公募の拡大、団体への協力要請などを通じて、審議会等への女性委員の登用を進めます。	政策推進課
		女性団体連絡協議会に加入している女性団体とのつながりを深め、多様な団体同士の連携を促進します。	政策推進課
2	市役所における女性の参画の促進	糸満市特定事業主行動計画に基づき、管理職への女性職員の積極的な登用を進めます。	人事課
		糸満市職員人材育成基本方針に基づき女性職員の積極的な登用による人材の活用と組織の活性化を図るため、女性職員のキャリア形成支援に取り組みます。	人事課

【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 1	市各種審議会への女性の登用割合	政策推進課	25%	30%
指 2	市管理職に占める女性職員の割合	人事課	14.8%	25%
指 3	人・農地プラン検討委員会における女性委員登用割合	農政課	33%	委員全体の 33%以上

(2) 基本目標 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

SDGs 関連分野

【現状・課題】

男女共同参画社会を実現させるためには、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の推進は大きな課題となります。

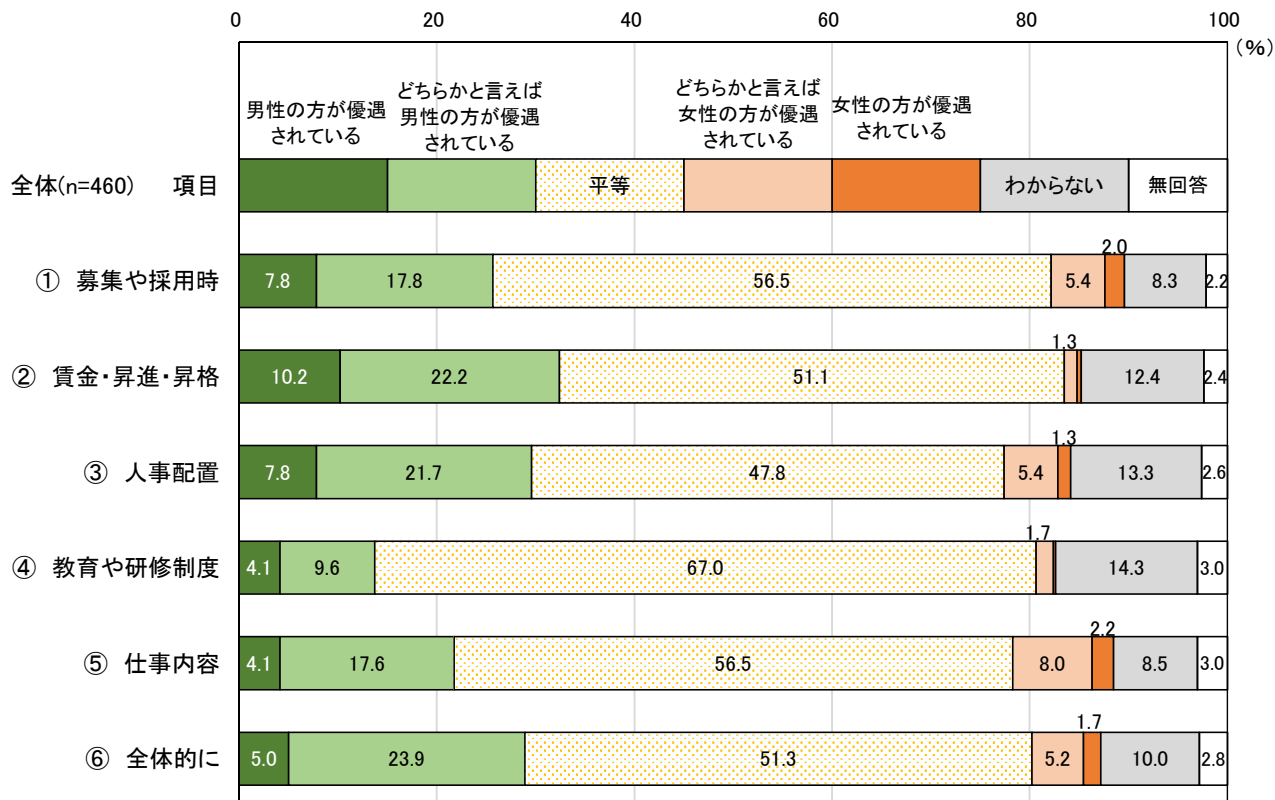
市民意識調査では、職場における性別によつての差を質問したところ 3 割近くが「全体的に」で男性が優遇されていると回答し、「賃金・昇進・昇格」では 3 割強が男性優遇を感じています。(図表 3-8)

女性が職業を持つことに対する意識について、市民意識調査結果より、「結婚や出産にかかわらず、職業を持ち続けたほうが良い」と回答した割合は、男女ともに 6 割弱となっており、女性の就業に対する肯定的な考え方が大部分を占めています。(図表 3-9)

また、市民意識調査で、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために家庭・社会・職場において必要なことについて「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が 9 割で最も高くなっています。(図表 3-10)

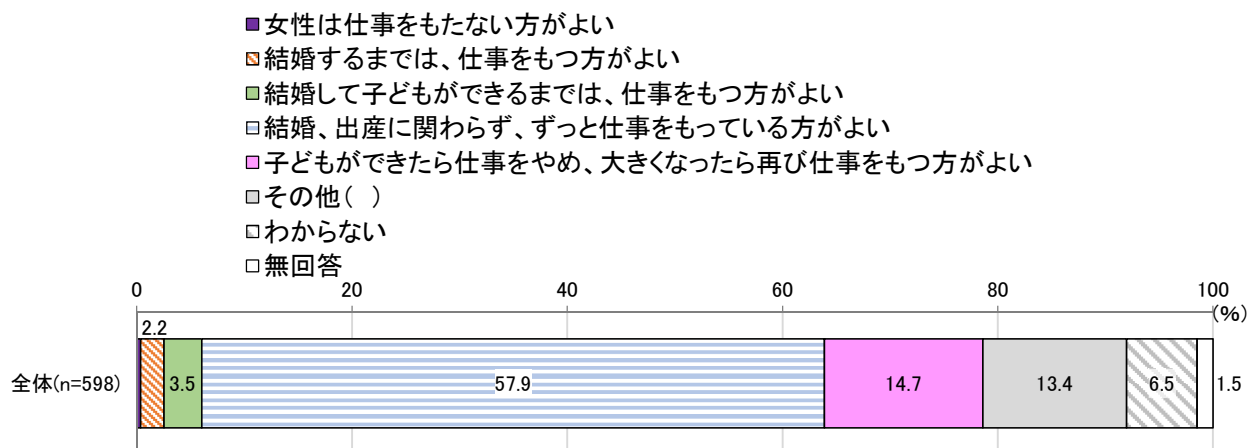
就業者における女性の割合も年々増加しており、女性が働き続けるための環境づくりや男性の家事・育児・介護等への積極的参加を促す取り組みが求められています。(図表 3-11)

図表 3-8 職場における男女の平等感



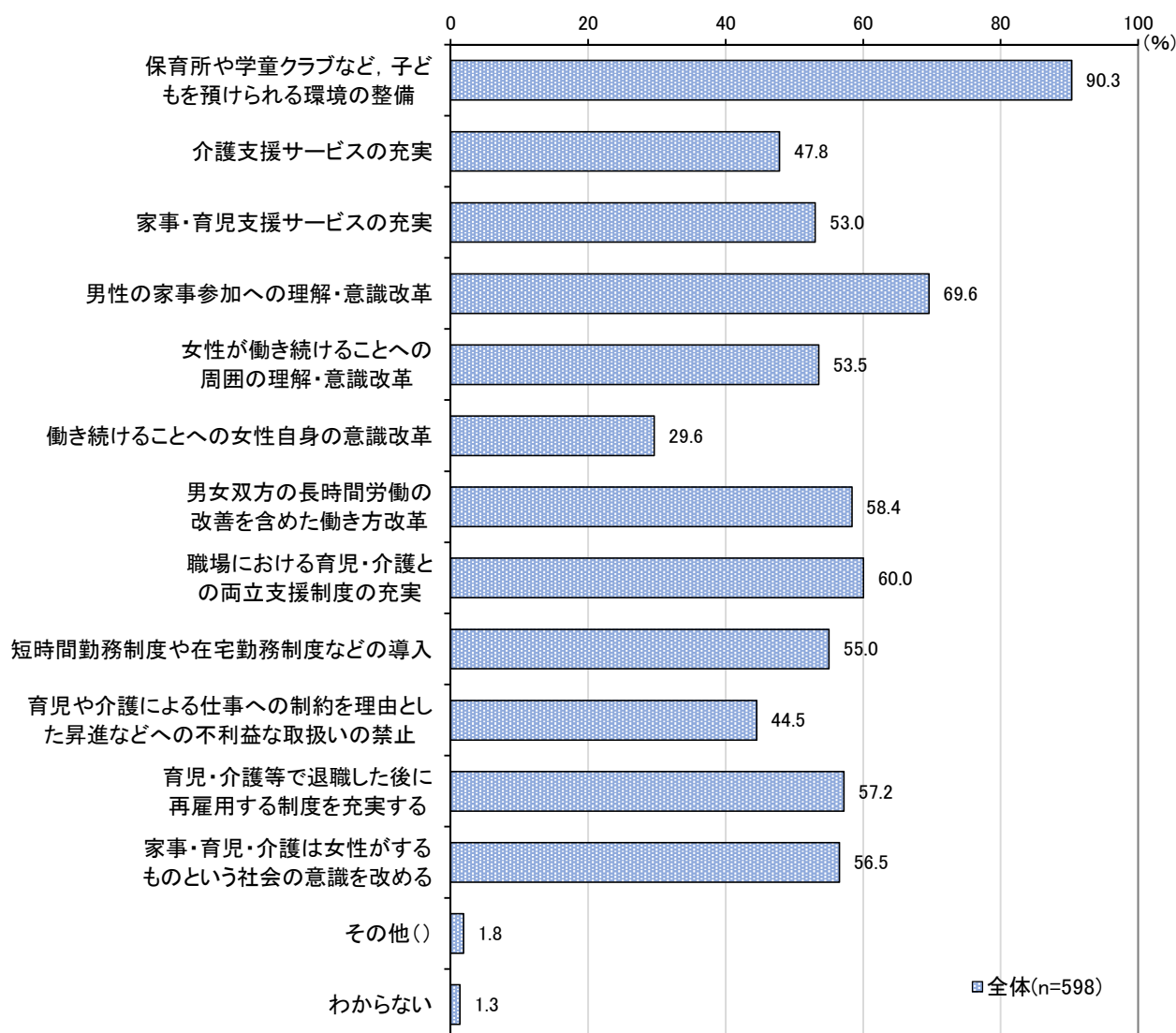
資料：市民意識調査

図表 3-9 女性が仕事を持つことについてどう思うか



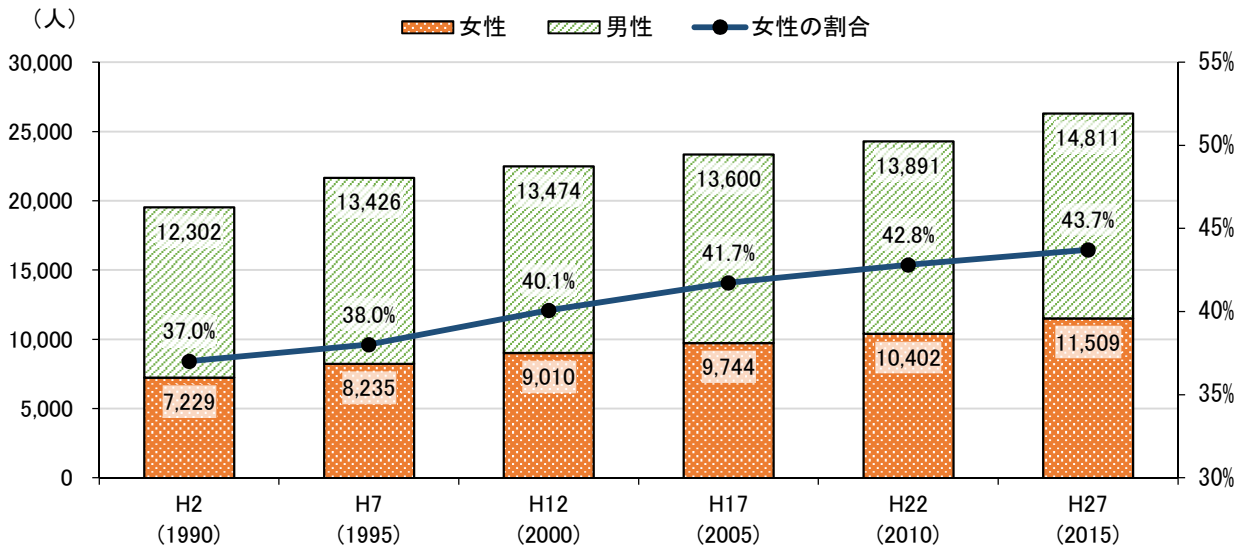
資料：市民意識調査

図表 3-10 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要だと思うこと



資料：市民意識調査

図表 3-11 本市の男女別就業者数・女性就業割合



資料：各年国勢調査

【施策の方向】

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）などの取り組みを促進します。

女性の就労支援として学習機会の提供や就職や起業等の情報提供の充実を図り、支援を行います。女性活躍推進の必要性を事業所に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援します。

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、幼児教育・保育施設等の待機児童の解消を目指します。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
3	女性活躍推進への働きかけ	企業等に対しハローワーク、商工会等と連携をとり、改正男女雇用機会均等法など関係法令を周知し、雇用の機会均等と待遇の確保対策を促進します。	商工水産課
		各種法令について、広報、公式 SNS 等で、市民に対する周知等を行います。	政策推進課
		ジェンダー平等の推進に積極的に取り組んでいる企業等に対し、表彰や認定制度を設けるなど、企業等における取り組みを促進します。 また、ポジティブアクションや、その他先進的な取り組みを行っている企業を広報等で周知するなど、女性の活躍を推進します。	商工水産課 政策推進課
		「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定に関する国や県が開催する講座、セミナー等がある場合、周知啓発、支援に努めます。	商工水産課 政策推進課

No	施策	施策の内容	所管課
4	女性の能力向上、就労のための支援	商工会やハローワークと連携し、就職、再就職を希望する女性の就労を支援するための情報提供を行います。	商工水産課 政策推進課
		在職中、就職又は再就職を希望する女性に対する能力向上、資格取得等を目的とした講座等の案内を行うなど、情報提供を行います。	商工水産課 政策推進課
		女性の就労機会の拡充に加え、就労環境(雇用形態、昇進、賃金等)の向上に向け、就労支援に取り組めます。	商工水産課 こども未来課
5	創業・起業支援	沖縄県よろず支援拠点と協力し、創業、起業、人材育成に関する相談を行います。 新規就農者や認定就農者の育成、技術・経営指導、法人化支援などの組織の育成強化を図ります。	商工水産課 農政課
		企業や市民に対して、国や県、商工会等が主催する起業やスキルアップのためのセミナー等について広報・ホームページ等で情報提供を行います。	商工水産課 政策推進課 農政課
		起業意欲のある方に対し、中小企業融資制度などの支援制度の周知を継続します。	商工水産課
6	育児・介護休業制度の利用促進	商工会やハローワークと連携し、事業所(農業法人等も含む)に対して、育児・介護休業法や関連指針の周知を図ります。 子育て世帯や介護者のいる世帯に対して、育児休業・介護休業等の取得促進を図ります。 糸満市特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児休業取得を促進します。 男性の育児休業・介護休業の取得促進に向け、先進事例等の普及啓発に取り組めます。	商工水産課 農政課 こども未来課 介護長寿課 政策推進課 人事課
		男性が育児、介護に積極的に関わることができるよう事業所に対して、働き方の見直しを啓発します。 男性職員の育児休業促進のため、男性への育児意識の啓発や、上司や同僚の理解の促進を図ります。 講演会や男女共同参画情報誌などを通して、子育て・介護における男性の重要性や家事・育児等への参画を促します。	政策推進課 商工水産課 農政課 こども未来課 介護長寿課 人事課

No	施策	施策の内容	所管課
7	育児・介護サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、多様なニーズに合わせた保育サービスや放課後児童クラブの充実を図ります。	こども未来課 保育こども園課
		多様なニーズに応じた介護サービスの提供について支援を行います。	介護長寿課

【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 4	男性職員の育児休業取得率	人事課	13.8%	15%
指 5	認定農家申請における家族協定締結数	農政課	7 戸	10 戸
指 6	保育所等利用待機児童数	保育こども園課	26 人	0 人
指 7	放課後児童健全育成事業実施数	こども未来課	18 施設 21 支援単位	21 施設 25 支援単位
指 8	沖縄県ワーク・ライフ・バランス認定企業の市内企業数	商工水産課	3 社	10 社

※指標 No4 男性職員の育児休業取得率=当該年度に育児休業を取得している男性職員÷同年度に配偶者が出産した男性職員×100で算出

(3) 基本目標3 地域における男女共同参画の推進



SDGs 関連分野

【現状・課題】

市民の生活に最も身近な地域社会でのジェンダー平等を実現するためには、すべての人が個性と能力を活かし、様々な活動を行うことができる環境づくりが必要です。地域の様々な場面でジェンダー平等な立場で活躍していくことは地域の活性化のためにも重要なことです。

地域活動に携わっている女性は多いにもかかわらず、組織の代表者は圧倒的に男性が多い状況です。

本市の自治会における自治会長に占める女性の割合は、県平均を上回っていますが、今後も、地域における様々な意思決定過程への女性の参画を進める取り組みが必要です。(図表3-12)

近年、大規模地震や予想を超える規模の風水害等の様々な災害が発生しており、市域における防災対策は重要な課題となっています。災害の発生は全ての市民の生活を脅かすもので、女性や子ども、高齢者等の災害弱者がより多くの影響を受けることが指摘されています。

また、地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の活躍を推進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が急務となっております。

図表 3-12 自治会における自治会長に占める女性の割合 単位：％（女性の人数／総数）

区 分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
沖縄県	9.4	9.8	11.4	11.4
糸満市	15.1 (11/73)	15.1 (11/73)	17.8 (13/73)	15.1 (11/73)

資料：内閣府女性参画状況見える化マップ

【施策の方向】

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、災害発生時、避難生活の場で、育児・介護等の役割分担、多様な性別に配慮し、男女共同参画の視点にたった防災対策及び防災の現場における女性の活躍を推進します。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
8	男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民へ情報提供します。	政策推進課
		男女共同参画の理解とその実現につながる内容の講座等を子どもから市民へ向け幅広く実施し、意識啓発を図ります。	生涯学習課 政策推進課
		読み聞かせや人権学習など、次世代を担う子どもたちが、性別にとらわれず個性と能力を伸ばす取り組みを実施します。	生涯学習課 学校教育課
		男女ともにボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア養成講座等を実施します。	生涯学習課
9	地域の組織、市民団体との連携	保護者の方に PTA 活動への参加を促進します。	生涯学習課
		市民団体等と連携し、共同で企画した研修会などを実施し、男女共同参画意識の裾野が広がるように啓発します。また、政策形成への多角的視点の確保に向け、地域の組織や市民団体等と連携した取り組みを行います。	政策推進課 関係課
		地域の組織や市民団体等に対して、男女共同参画に関する情報を提供します。	政策推進課 市民生活環境課
10	男女共同参画の視点に立った災害時対応	地域防災計画の規定に基づき、特に被災者の支援において女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人、性的マイノリティ等、多種多様な視点も配慮した防災対策を進めます。	秘書防災課 社会福祉課 障害福祉課 介護長寿課 こども未来課 保育こども園課 健康推進課 政策推進課
		災害時について、観光危機管理計画に基づき女性及び多様な性別の立場の観光客等への配慮をもった視点で取り組みます。	観光・スポーツ 振興課 秘書防災課
		男女共同参画の視点に立ち、防災訓練、研修や防災体験講座等を実施します。	秘書防災課

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
11	防災に関する活動等への女性の参画促進	女性の消防職員の採用・消防団員の入団促進に積極的に取り組み、女性の消防職団員の活躍を推進します。	消防総務課 秘書防災課
		防災士資格取得の促進のため、防災士を養成していく中で、地域における防災活動に女性の視点を取り入れるため、女性の資格取得を進めます。	秘書防災課

【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 9	自治会長に占める女性の割合	市民生活環境課	9%	10%以上
指 10	全防災士に占める女性の割合	秘書防災課	10%	12%
指 11	市消防団員数に占める女性の割合	消防総務課	10%	15%

2 基本方向Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

【目指すまちの姿】

- 人権を侵害するあらゆる暴力が根絶され、誰もが安心して暮らせるまちになっています。
- ジェンダー平等が進み、差別のない社会に向けた取り組みが充実しています。
- 男女がともに命の大切さや性に関する正しい知識を持ち、自ら判断できる環境が整っています。
- 人生 100 年時代に向け、健康を維持し、質の高い生活を享受しています。

(1) 基本目標 4 あらゆる暴力の根絶

SDGs 関連分野



【現状・課題】

本市では、DV をはじめとしたあらゆる暴力の根絶に向けた情報提供を含めた啓発活動や、被害者への安全・安心な支援体制の充実に努めてきました。

県女性相談所への糸満市在住者からの相談件数をみると、相談件数は減少しているものの、2019 年度の DV に対する相談件数の割合は増加しています。(図表 3-13)

暴力に対する相談の有無について確認したところ相談先としては、「家族や親戚、友人や知人に相談した」が多いものの、警察や県の相談機関などの相談窓口はほとんど利用されていない状況にあります。(図表 3-14)

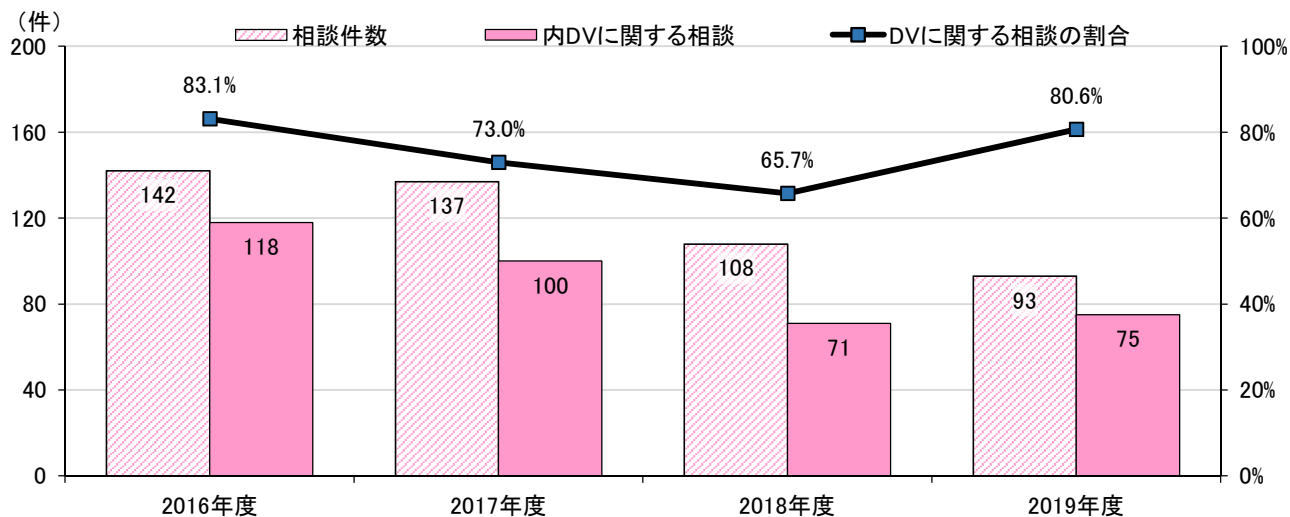
また、相談しなかった理由としても、被害者自身が我慢するなどの状況にあり、相談に繋げるための情報提供、周知が必要だと考えられます。

さらに、近年、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントといった様々なハラスメントの存在が社会問題となっており、事業主に対してハラスメント防止対策を義務づける法改正が行われました。

職場のパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、企業等においても正常な業務に支障をきたし損失をもたらすことから、事業主等に対する適切なハラスメント対策の必要性の周知を図るとともに、市民（労働者）に対する相談機関（ハローワークなど）と連携し、広報を推進することが必要です。

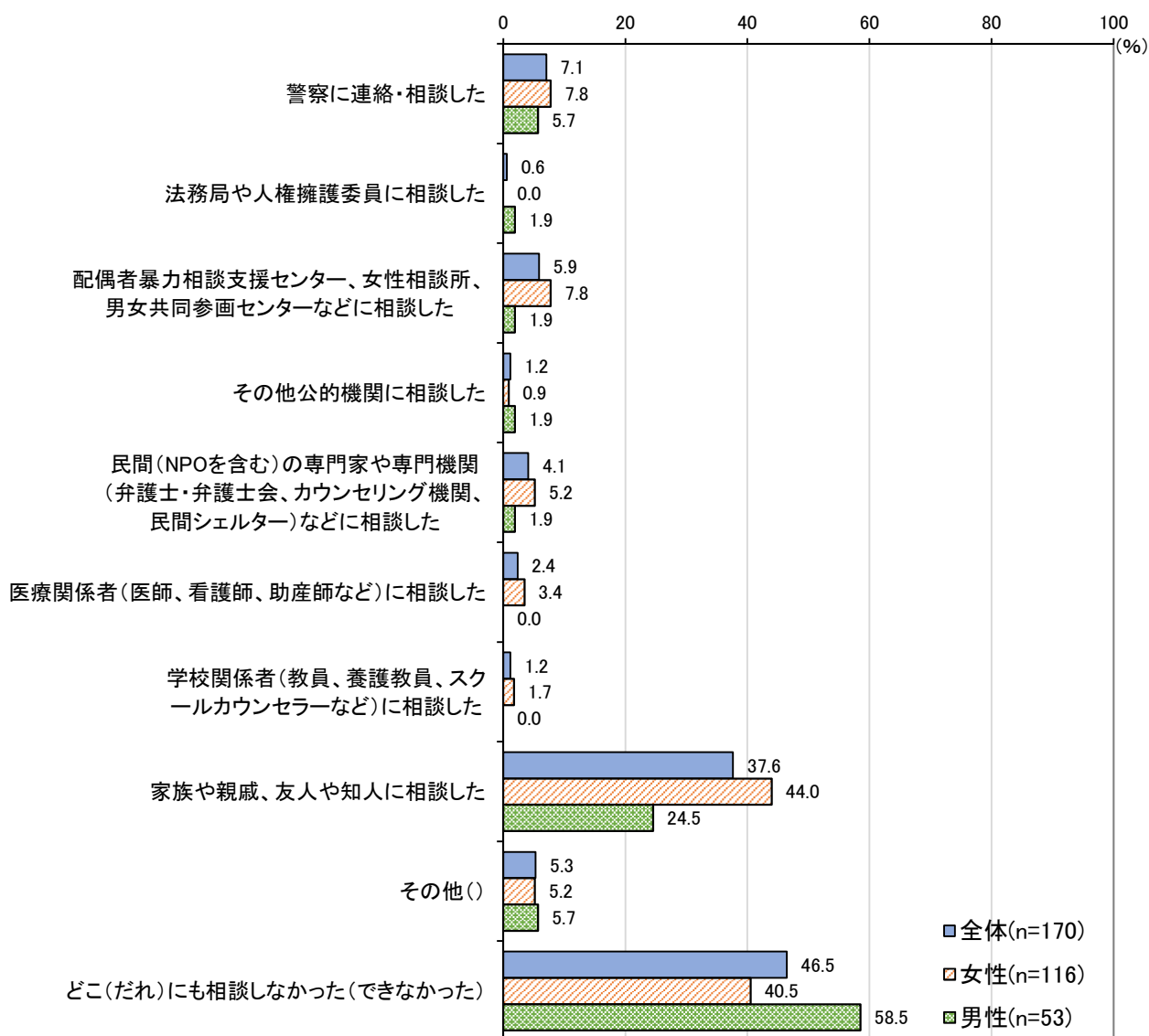
また、性暴力被害については、いまだ社会的偏見が強く、声をあげられず、誰にも相談できないという現状があります。

図表 3-13 県女性相談所への糸満市在住者からの相談件数



資料：女性保護事業のあらまし

図表 3-14 配偶者等からの暴力を、誰かに打ち明けたり相談したりしたか



資料：市民意識調査

【施策の方向】

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、市民一人ひとりが暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持つよう周知・啓発を行うとともに、被害者が安心して相談し、必要な支援を適切に受けられるよう相談窓口を設置します。

各種ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知など事業所や市民に対する啓発活動を進めます。

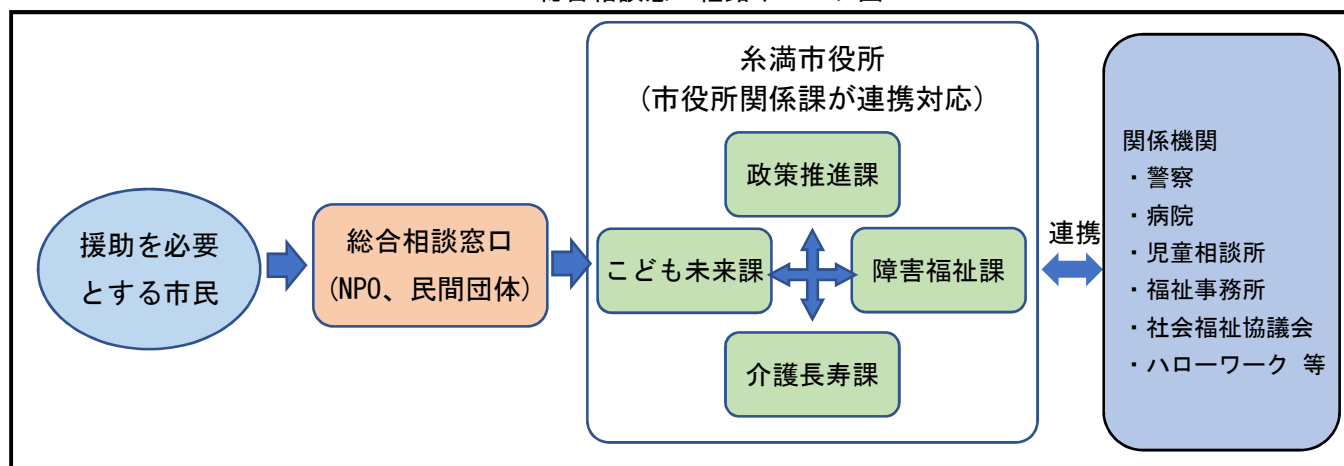
また、DV と密接な関連があるといわれる児童虐待をはじめ、高齢者・障がい者に対する虐待等についても、各分野の関係機関等との連携のもと、その防止や発生後の支援等を充実し、あらゆる暴力の防止に向けた取り組みを推進して行きます。

近年では、デート DV をはじめ若年層が暴力の被害者となる問題が深刻化しており、被害者が早期に相談できるよう相談窓口の周知を図ります。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
12	意識啓発と情報提供の充実	配偶者等に対する暴力への正しい認識と法的知識を深めるための学習機会を提供します。	政策推進課 こども未来課
		性暴力被害等への未然防止や相談窓口の周知を図るため、関係機関と協力し情報提供に努めます。	政策推進課
13	相談業務の拡充	多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう相談員の研修を実施します。	こども未来課
		DV等による被害者及び同伴の子どもに対する適切な相談、支援や情報提供を推進します。	政策推進課 こども未来課 保育こども園課
14	関係機関との連携強化	DVに対する共通認識を持てるよう職員に対する定期的な研修会を実施します。	人事課
		市の関係課による庁内連絡会議を設置し、庁内の連携強化を図ります。	こども未来課
		関係機関と連携し緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。	こども未来課
15	ハラスメント防止のための啓発	事業所における、様々なハラスメント防止の認識を高めるために職場研修等の実施を促します。	商工水産課 政策推進課
		市職員に対する研修を定期的 to 実施します。	人事課
16	相談窓口に関する情報の提供	相談窓口に関する情報を提供するため、民間団体・NPOと連携し、コーディネーター等を配置し、各種相談窓口の総合案内の設置を検討します。 また、総合案内設置の際には、チラシの配布や広報、ホームページ、市公式SNS等を活用し、相談窓口の開設に関する情報を市民に広く周知します。	政策推進課

総合相談窓口経路イメージ図



【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 12	配偶者等からの暴力を受けた方で、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」割合 (市民アンケート調査結果)	政策推進課	46.5% (R3 年度)	23.0% (R8 年度)

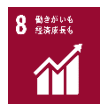
※ (市民アンケート調査結果) については、アンケートを実施する所管課 (政策推進課) を記載。現状値 (R3 年度)、目標値 (R8 年度) についてはアンケート実施年度を記載。

相談内容	相談先	連絡先
身近な相談窓口	NPO法人子育て応援隊いっぽ	098-987-4522
人権問題など 様々な問題	みんなの人権 110 番	0570-003-110
	沖縄県男女共同参画センターにいるる	098-886-9090
	にじいろ相談※ (LGBTQ 等の相談)	098-880-8434 毎週土曜 (10~17 時)
配偶者等からの 暴力など	配偶者暴力相談支援センター	沖縄県女性相談所 098-854-1172 南部福祉事務所 098-889-6364
	警察安全相談 24 時間受付	098-863-9110 または「#9110」
	性暴力について	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター #8891 繋がらない場合 098-975-0166 県警 性犯罪被害相談電話 #8103
職場での問題	沖縄労働局総合労働相談コーナー	098-868-6060
子どもや若者の 悩み	親子電話相談室	098-869-8753 夜 10~朝 9 時までは 0120-0-78310
	子ども・若者総合相談センター	098-943-5335
	おきなわ子ども虐待ホットライン	098-886-2900
	児童相談所虐待対応ダイヤル	189

※にじいろ相談は、身体の性と心の性が違うことによる悩み等の相談先

(2) 基本目標5 困難を抱える人への支援

SDGs 関連分野



【現状・課題】

高齢化や少子化の進行、未婚や離婚による単身世帯やひとり親家庭の増加、非正規労働者の増加など、社会の変化に伴い多様な家族形態が生まれています。

沖縄本島南部の雇用者に占める非正規雇用労働者の割合を見ると、女性は非正規雇用の割合が6割近くに対し、男性は3割程度と男女差が生じており、男性に比べて経済的な自立や安定の面において、不利な立場になりやすく、女性は貧困状態に陥るリスクが潜在的に高いことが考えられます。(図表 3-15)

また、ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手を一人で担うこととなるため、経済的、精神的に負担が大きくなります。また、新型コロナウイルス感染拡大による不安定な雇用状況により、ひとり親世帯の経済的困窮が懸念されます。

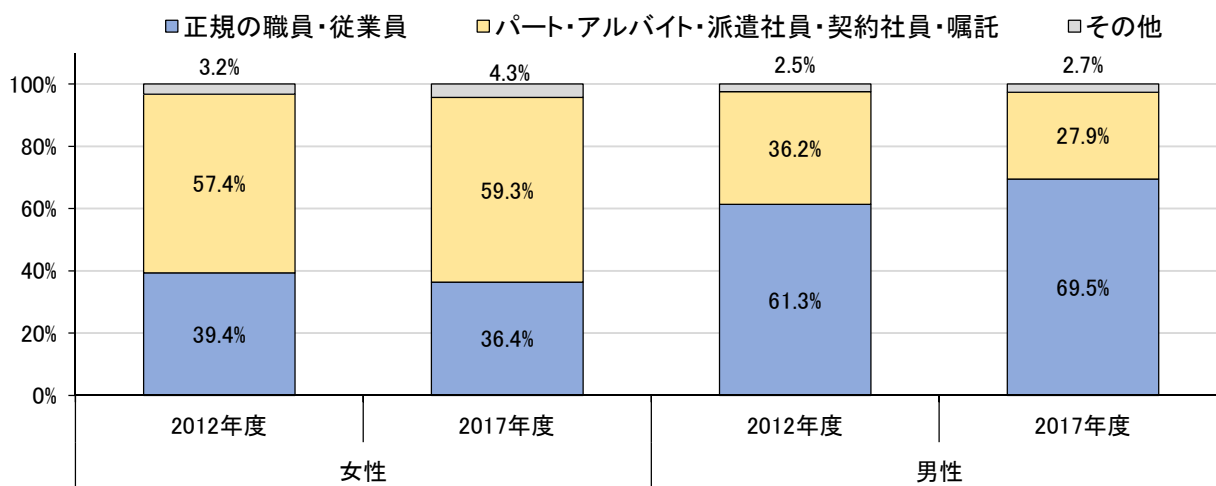
本市のひとり親世帯の割合の推移をみると、県平均よりも高い傾向で推移しており、ひとり親家庭に対する経済的自立に向けた安定した生活環境の確保のための就労支援等、困難な状況に置かれた親と子どもへの支援の充実が必要です。(図表 3-16)

中学生意識調査では、自分の性、心の性について悩みの有無について、1割弱が悩みを抱えており、そのうち約4割が悩みの相談ができていない状況にあります。(図表 3-17,18)

市民意識調査結果より本市の男女共同参画施策の重要度・満足度相関図（ポートフォリオ分析）をみると、「子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進」、「ひとり親家庭等の親と子が安心して生活できる環境づくり」、「貧困・居住など生活上の困難に直面する女性等への支援」、「高齢者が安心して暮らせる環境整備」、「障がい者・障がい児が安心して暮らせる環境整備」について、優先して積極的な対応が求められています。(図表 3-19)

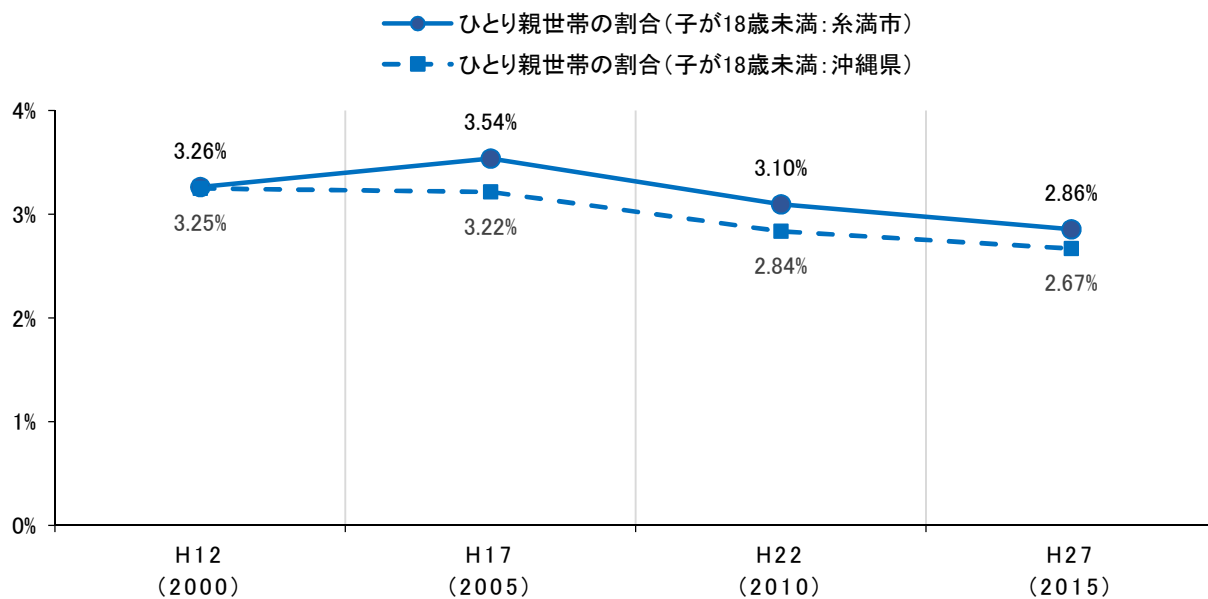
高齢者、障がい者、ひとり親、性的マイノリティなどの人たちも安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援が必要です。

図表 3-15 雇用形態（沖縄本島南部）



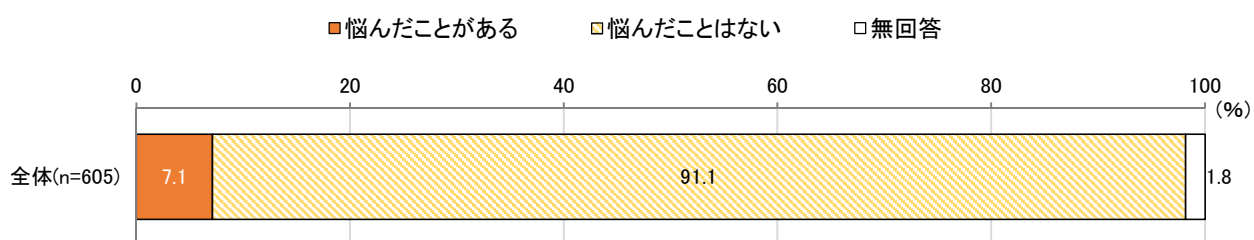
資料：就業構造基本調査

図表 3-16 ひとり親世帯の割合推移



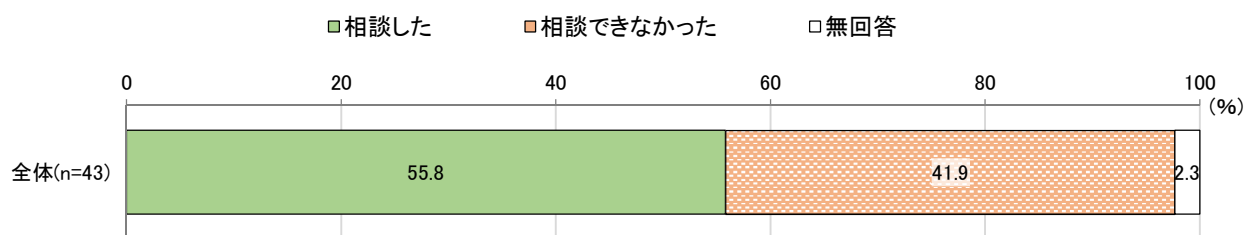
資料：国勢調査

図表 3-17 自分の性、心の性について



資料：中学生意識調査

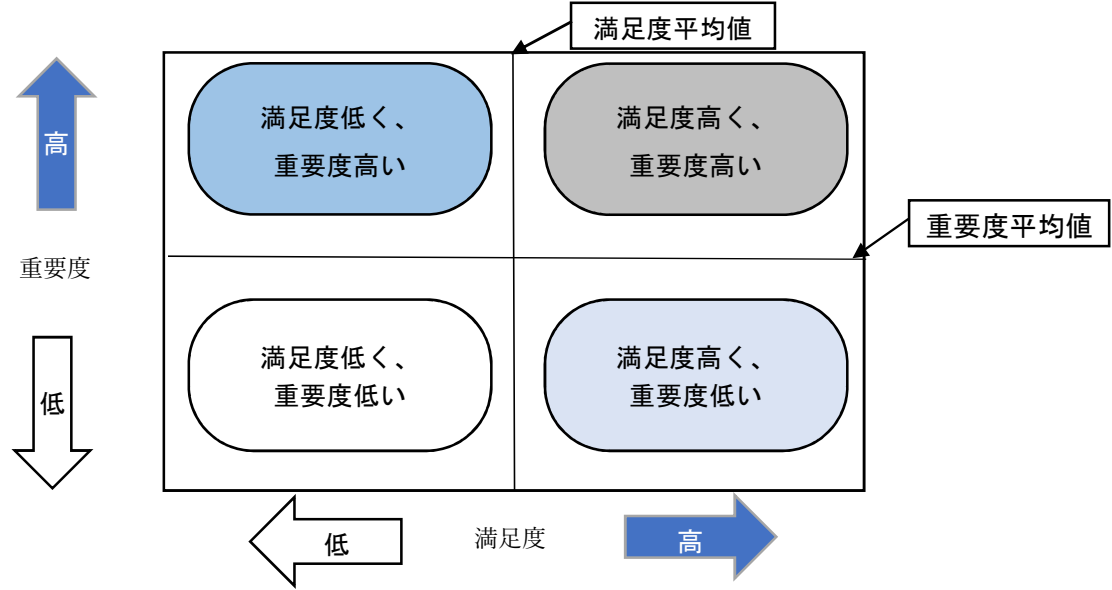
図表 3-18 相談の有無



資料：中学生意識調査

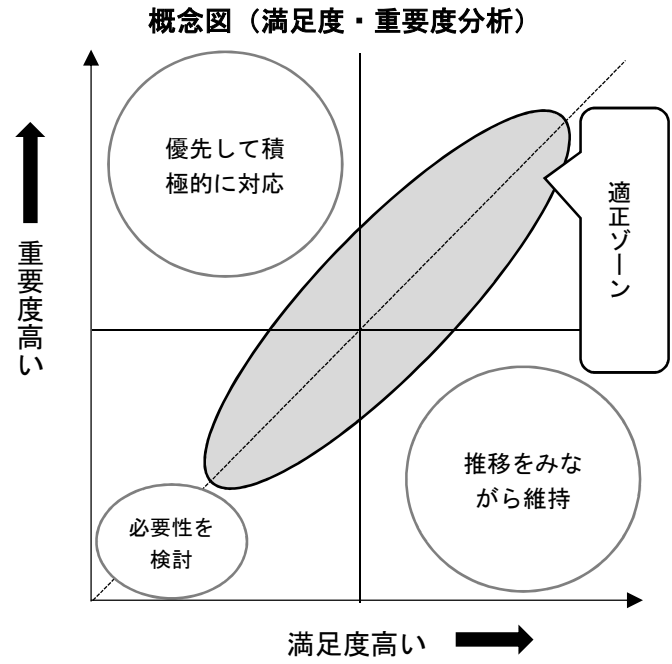
【糸満市男女共同参画施策の満足度・重要度】

糸満市男女共同参画施策の満足度と重要度について、市民意識調査結果を基に評価分析（ポートフォリオ分析）を行い、糸満市として積極的に推進する施策について整理しました。



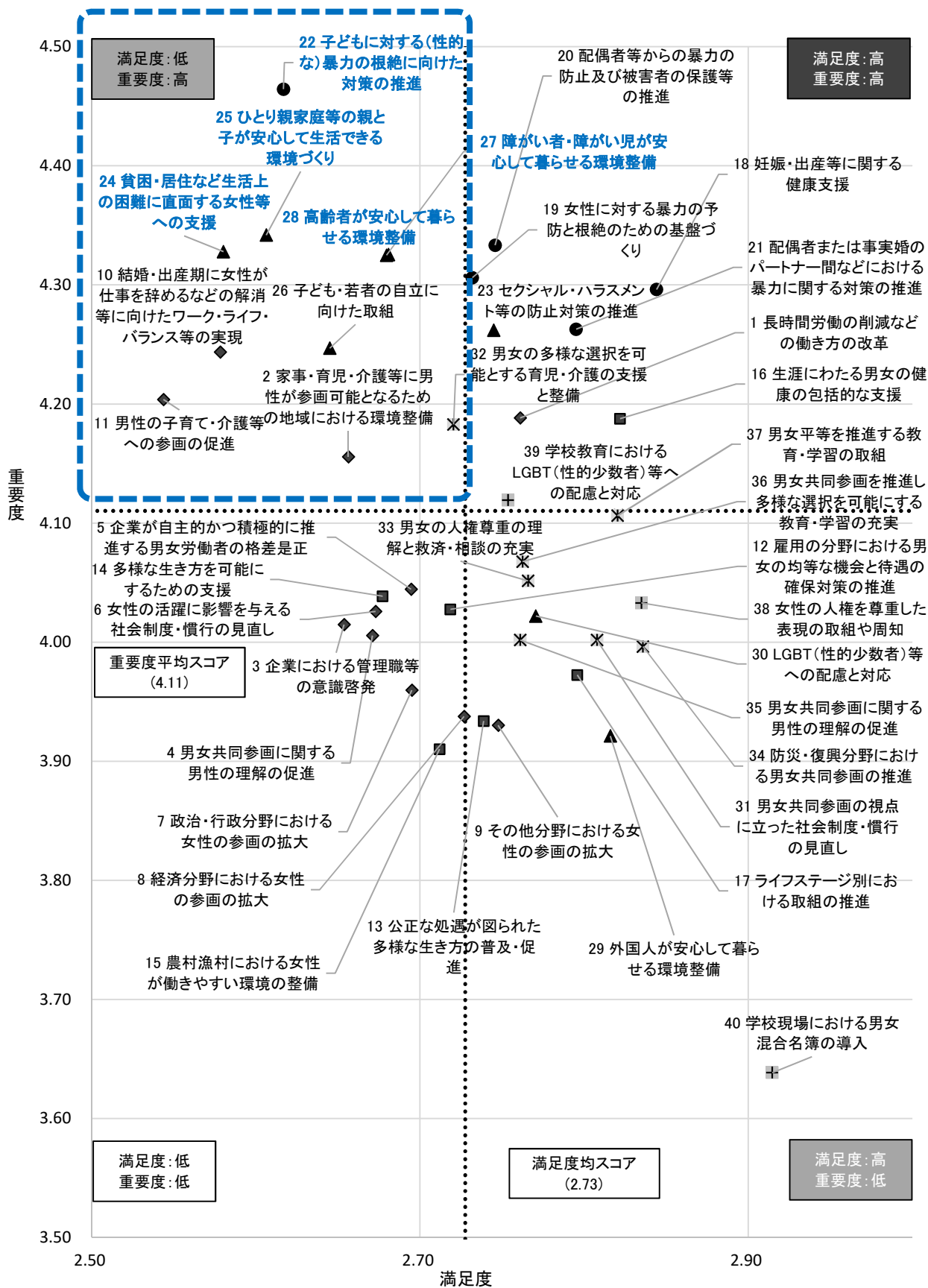
区 分	内 容
満足度低く重要度高い	優先して積極的な対応が求められる取り組み
満足度高く重要度高い	現状を維持し継続が求められる取り組み
満足度低く重要度低い	推移をみながら改善、必要性を検討する取り組み
満足度高く重要度低い	推移をみながら維持する取り組み

なお、下の概念図は、今回の評価分析における満足度と重要度の位置関係の概ね適正な範囲を示したものです。



図表 3-19 本市の男女共同参画施策の重要度・満足度相関図（ポートフォリオ分析）

優先して積極的な対応が求められる取り組み



資料：市民意識調査

【施策の方向】

生活上のさまざまな困難の解決を図るため、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境の整備を図ります。

また、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、経済的困窮世帯が、安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援、こころの支援等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

また、近年においては、性同一性障害を含む LGBT 等の視点も重要視されており、他自治体においては同性カップルに対してパートナーであることを認める公的書類の交付を行う動きもみられます。今後、こうした動きが広がりを見せると考えられ、本市においても多様な性の尊重により、すべての市民が暮らしやすい社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
17	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭に対する医療費の助成や手当を支給します。	こども未来課
		ひとり親家庭の自立支援を行うため、母子自立支援員を配置し、相談、情報提供を行います。	こども未来課
		母子家庭の母の就労支援を目的とした自立支援給付金を支給します。	こども未来課
18	高齢者等の生活支援の推進	高齢者福祉計画・介護保険事業計画、今後作成する成年後見制度利用促進基本計画に基づき、高齢者の生活や人権、財産を守る権利擁護等に関する身近な総合相談、支援窓口としての地域包括支援センターの広報、周知を図ります。	介護長寿課
		ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、ヤングケアラーに対する認識と理解を深めます。また、関係機関と連携を図り必要な支援を実施します。	学校教育課 介護長寿課 障害福祉課
19	障がいのある人への健康支援	障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づき、障がい者（児）への自立支援及び教育支援を推進します。 人権教育に沿って、性差にとらわれることなく、また障がい者（児）への理解を育みます。また、学校内の自立支援及び教育支援を推進します。	障害福祉課 保育こども園課 こども未来課 学校教育課 建設課

No	施策	施策の内容	所管課
20	経済的困窮世帯への支援	NPO や民間団体と協力し、経済的困窮世帯に対し、子ども食堂や学習支援といった子供の居場所づくりの支援を行います。 経済的困窮世帯に対し、就学援助制度の周知、学習支援といった必要な支援をはじめ、社会的自立に向けた取り組みを行います。	こども未来課 社会福祉課 学校教育課 関係課
		経済的困窮により、生理用品を購入できない女性など、「生理の貧困」について、NPO や民間団体と協力し、生理用品の提供などの支援をきっかけとして、各校の実情に応じた適切な提供手段に努めます。	政策推進課 学校教育課
21	性的マイノリティに対する支援	性的マイノリティへの支援を行うため、行政サービスにおける対応(心の悩み相談、不要な性別記載欄削除)を推進します。 性的マイノリティの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の状況に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行います。	健康推進課 市民課 学校教育課
		性的マイノリティに対する理解促進のため、個性を認め合い互いに尊重し合うまちとしての「宣言」を行うなど、性の多様性の理解を深めるための取り組みを行います。	政策推進課

【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 13	自分の性、心の性について悩んだときに、相談できなかった割合 (中学生アンケート調査結果)	政策推進課	41.9% (R3 年度)	10%以下 (R8 年度)
指 14	高等職業訓練促進給付金の支給人数	こども未来課	6 人	8 人
指 15	子供の居場所の設置数	こども未来課	6 力所	8 力所
指 16	糸満市性の多様性尊重宣言(仮称)等の検討	政策推進課	-	宣言

※指標 No13 の目標値については、限りなく 0%を目指す。

※中学生アンケート調査結果については、アンケートを実施する所管課（政策推進課）を記載。現状値（R3 年度）、目標値（R8 年度）についてはアンケート実施年度を記載。

(3) 基本目標6 生涯を通じた健康支援

SDGs 関連分野

【現状・課題】

女性と男性は、身体的な特徴の違いから、ライフステージに応じてさまざまな健康上の課題に直面します。とりわけ女性は、妊娠・出産の可能性があり、思春期から更年期・高齢期にかけて男性とは異なる健康上の問題に直面し生活に大きな影響を受けます。男女共同参画社会においては、互いの身体的性差を十分に理解し、尊重し支え合う事が前提となります。

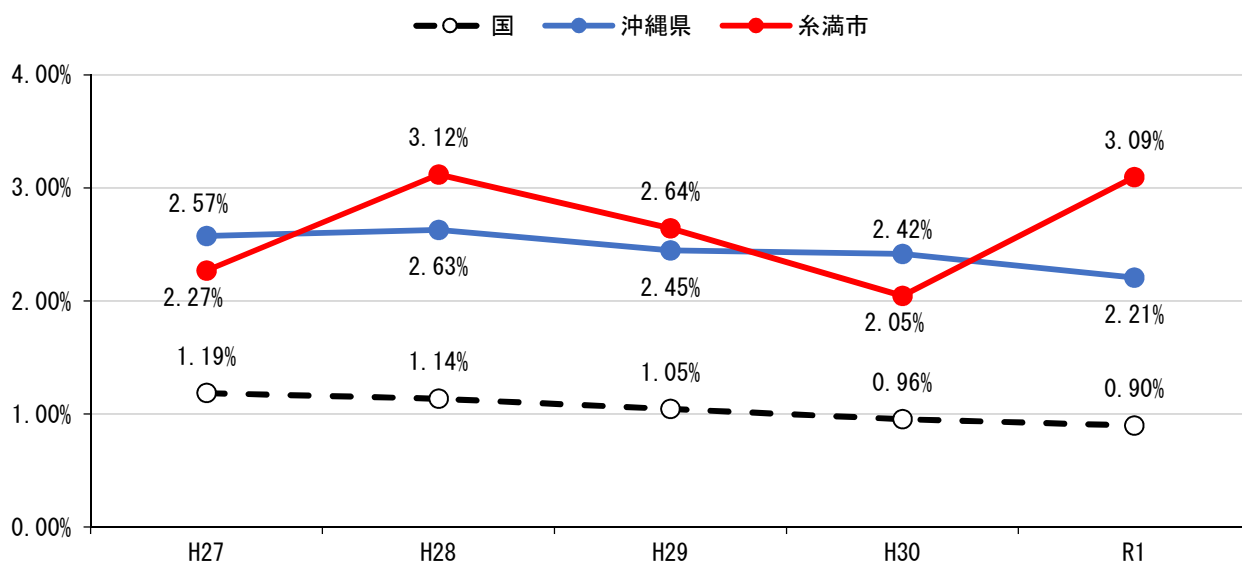
本市の若年出産(母親年齢が 19 歳以下)の割合をみると、国よりも高い傾向で推移しています。(図表 3-20)

若年出産は、妊娠をきっかけに社会の中で孤立や中絶、虐待など社会的な問題が多くハイリスクになる場合があります。自分自身で主体的に選択する、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の知識が乏しいといわれ、若年者に限らず女性は、自分の心と体に関する十分な知識と選択が重要であり、地域を含めた家庭や生涯学習でのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を推進する必要があります。

一方、近年では男性でも中高年期における心身の不調、いわゆる男性の更年期や男性の不妊などの問題も注目されるようになっており、男女の身体的特徴やライフステージの違いを踏まえて、生涯にわたる健康支援が重要といえます。

また、本市の特定健診受診率は、令和 3 年まで目標値 60%に対して令和 2 年度では 33.8%となっており、市民の健康に対する意識の啓発と継続については、医療費の視点からも大きい課題です。

図表 3-20 若年出産の割合



資料：沖縄県衛生統計年報

【施策の方向】

女性が自らの意思で、心身の特性に応じた保健・医療サービスを選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を送るための環境づくりを目指します。

また、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進と生きがいづくりを支援する取り組みの充実を図ります。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
22	性に関する理解と性感染症予防	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識を深める学習機会を提供します。	健康推進課
		性感染症などに関する正しい知識の普及啓発を進めます。	健康推進課 学校教育課
23	母子に対する健康支援	事業主等に対し、男女雇用機会均等法における母性健康管理、母性保護規定の措置の周知、啓発に努めます。	商工水産課 健康推進課
		親子健康手帳の交付や妊産婦の健康診査費の助成など女性の健康管理を支援します。	健康推進課
		乳幼児に対する発育、発達を支援するため、年齢別の健康診査や育児相談を実施します。	健康推進課 保育こども園課
24	ライフステージに応じた健康支援	健康の保持増進のため、運動教室やスポーツイベント等、市民が運動できる機会を設けます。 また、健康診査の普及啓発、健康診査及び健康診査結果に基づく保健指導を実施します。	観光・スポーツ振興課 健康推進課 介護長寿課 国民健康保険課 社会福祉課 障害福祉課
		女性特有の病気(乳がん等)の予防、早期発見に取り組めます。	健康推進課
25	心の健康支援	心の健康づくりに関する相談窓口の周知に努めます。	健康推進課
		今後作成する自殺対策計画に基づき、各種施策を推進します。	健康推進課 社会福祉課 介護長寿課 こども未来課 市民生活環境課 人事課 学校教育課

【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 17	特定健診受診率(40～50 代)	健康推進課	18.8%	28.3%
指 18	市職員の訪問型特定保健指導対象者に占める指導割合	人事課	46%	60%
指 19	介護予防教室参加人数	介護長寿課	延べ 10,870 人	延べ 12,370 人
指 20	若年者の健診受診率 (20～40 歳未満,国保加入者)	健康推進課	11%	14.0%
指 21	スポーツイベントの女性参加者の割合	観光・スポーツ振興課	37.9% (R 元年度)	41%以上
指 22	妊婦教室パートナー参加率	健康推進課	62%	70%

※指標No.21 現状値（R2 年度）はコロナ禍で各種スポーツイベントが中止となったため、（R 元年度）を現状値とする。

3 基本方向Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上

【目指すまちの姿】

- 固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、一人一人の考え方や行動が尊重されるまちになっています。
- 家庭・地域にジェンダー平等が浸透し、豊かで住みよいまちになっています。
- 平和を発信し続けるとともに、地域の歴史・文化活動が生かされたまちになっています。

(1) 基本目標 7 男女共同参画意識の向上

SDGs 関連分野

【現状・課題】



国は、平成 11 年男女共同参画社会基本法、平成 13 年配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、平成 27 年女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を施行し、生活の場に残る「固定的性別役割分担意識」や「人権」の視点からこの改善に取り組んでいます。

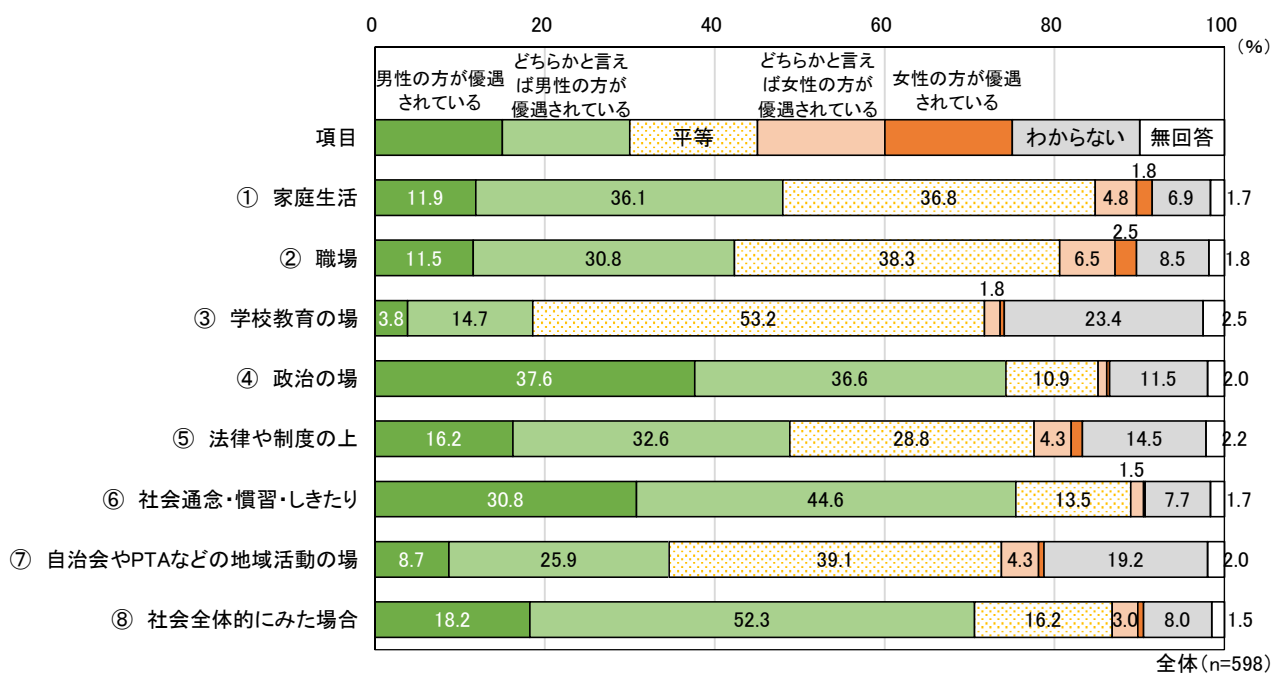
本市では、平成 12（2000）年の「糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」の策定を契機に、多様化したニーズや課題に対応するべく、各種男女共同参画施策の展開を図ってきました。また、平成 22（2010）年には「糸満市男女共同参画社会推進条例」を制定し、市民、事業者、教育者それぞれの責務について定め、6 つの基本理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。依然として社会全体に色濃く「不自由さや不平等感」が存在するのが現状です。

市民意識調査結果より「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体的にみた場合」において、男性が優遇されていると感じる割合が高くなっています。（図表 3-21）

また、トートーメー（位牌）は長男が継ぐべきだ」について、「それぞれの家に任せるべきである」という考え方が高いものの、実際には「長男が継いでいる」と回答した割合が高く、地域のしきたりが強く残っています。（図表 3-22、23）

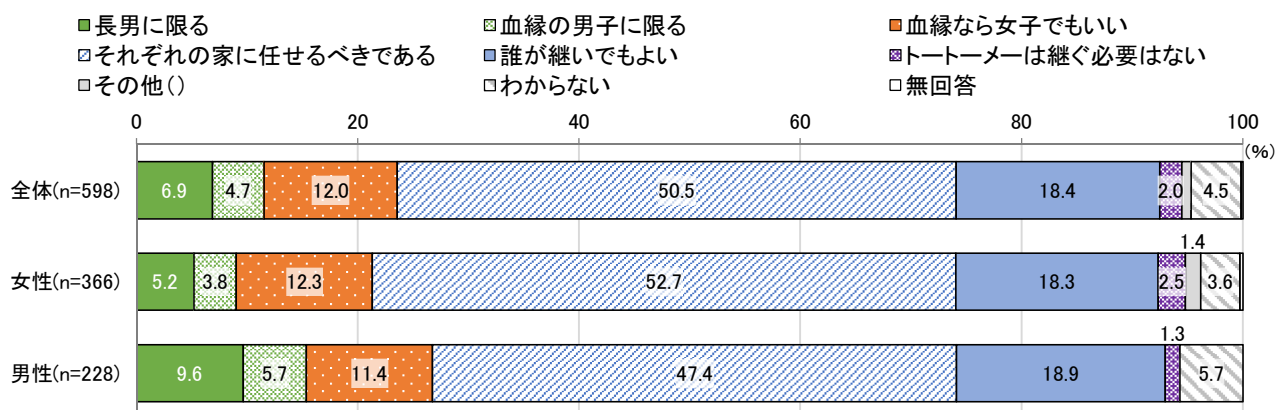
こうした不平等をもたらす制度や慣行の見直しに関して、本市はその是正に関して取り組む必要があります。

図表 3-21 各分野における男女の地位の平等感

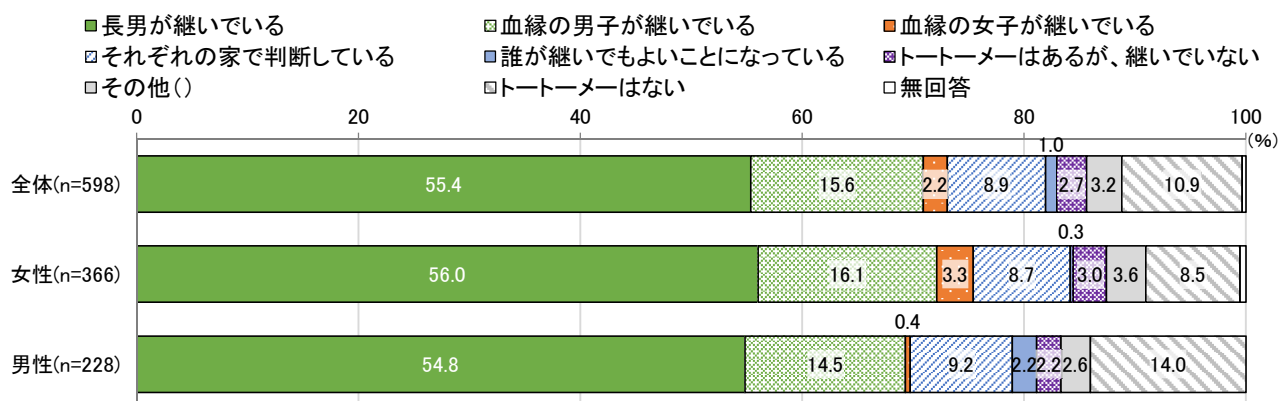


資料：市民意識調査

図表 3-22 「トートーメー（位牌）は長男が継ぐべきだ」という考えについてどう思うか



図表 3-23 実際にはどのようにトートーメー（位牌）が継がれているか



資料：市民意識調査

【施策の方向】

男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、男女が対等な関係を築くため、慣習やしきたりの中に残る固定的性別役割分担意識を認識し、そのような考え方を見直せるよう、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

今後の周知・啓発にあたっては、世界・国等の動向に注視し、男女共同参画に関する新しい概念や制度等を取り入れていくとともに、あらゆる媒体を活用して行きます。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
26	条例・男女共同参画計画の周知	糸満市男女共同参画社会推進条例、糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～の周知及び普及・啓発を図り、市民、事業者や教育者が各々の責務や役割をきちんと理解・意識し、男女共同参画社会の実現に向けて行動するまちづくりをすすめます。	政策推進課
27	啓発活動の充実	市民の意識変革に向けた「VIVO フェスタ」の内容を工夫・開催し、市民の男女共同参画意識の向上を目指します。また、男女共同参画に関する情報紙を定期的に発行し市民の意識の高揚に努めます。	政策推進課
		広報、ホームページ、市公式 SNS 等を活用し、男女共同参画意識に関する情報を発信します。	政策推進課

【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 23	社会のあらゆる場面において、男女が「平等」であると回答する市民の割合 (市民アンケート調査結果)	政策推進課	(R3 年度)	(R8 年度)
	家庭生活		36.8%	全項目 50%以上
	職場		38.3%	
	学校教育の場		53.2%	
	政治の場		10.9%	
	法律や制度の上		28.8%	
	社会通念・慣習・しきたり		13.5%	
	自治会や PTA などの地域活動の場		39.1%	
	社会全体的にみた場合		16.2%	
指 24	男女共同参画に関する講演会等参加者人数	政策推進課	8 人	60 人

※（市民アンケート調査結果）については、アンケートを実施する所管課（政策推進課）を記載。現状値（R3 年度）、目標値（R8 年度）についてはアンケート実施年度を記載。

※指標 No24 の現状値は、コロナ禍の開催により参加者が少人数となった。

(2) 基本目標 8 男女共同参画社会推進のための教育・学習の推進

SDGs 関連分野

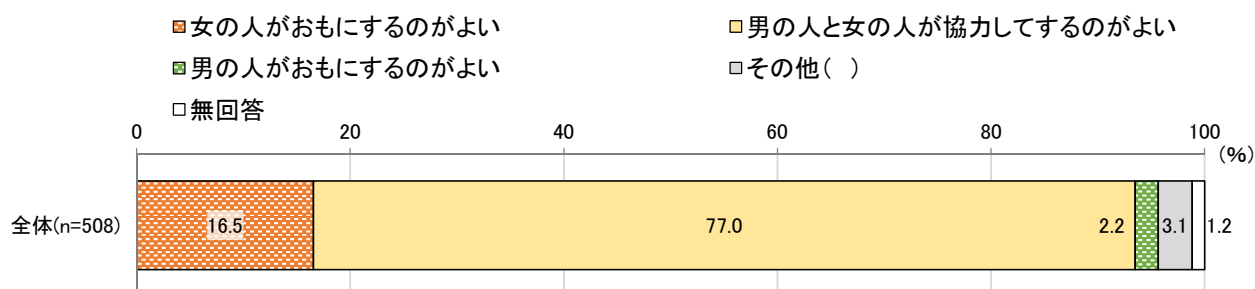
【現状・課題】

国は、男女平等を推進する教育・学習について、児童生徒の発達の段階に応じ、キャリア教育、人権教育等、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図っています。

小学生・中学生意識調査では、家庭での家事分担について「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考えているものの、実際の家事は、そのほとんどをお母さんが行っている状況にあります。(図表 3-24,25,26)

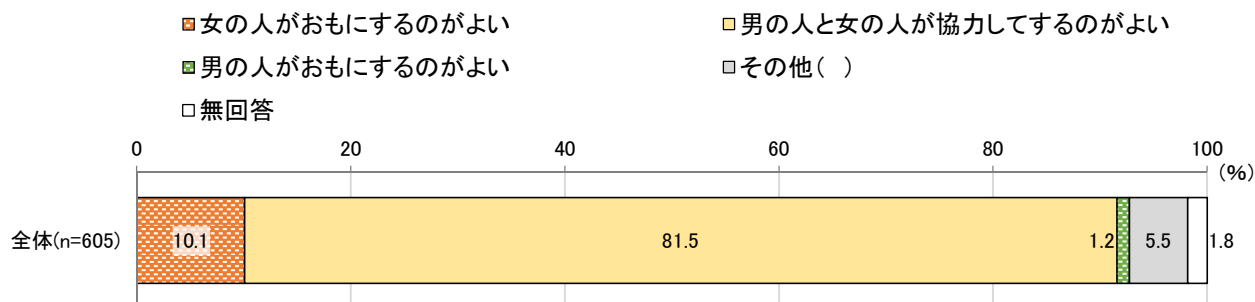
男女平等意識をあらゆる世代に浸透させるため、子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう家庭や学校における男女平等教育を推進する必要があります。

図表 3-24 家事は、誰がするのが一番良いと思うか(小学生意識調査)



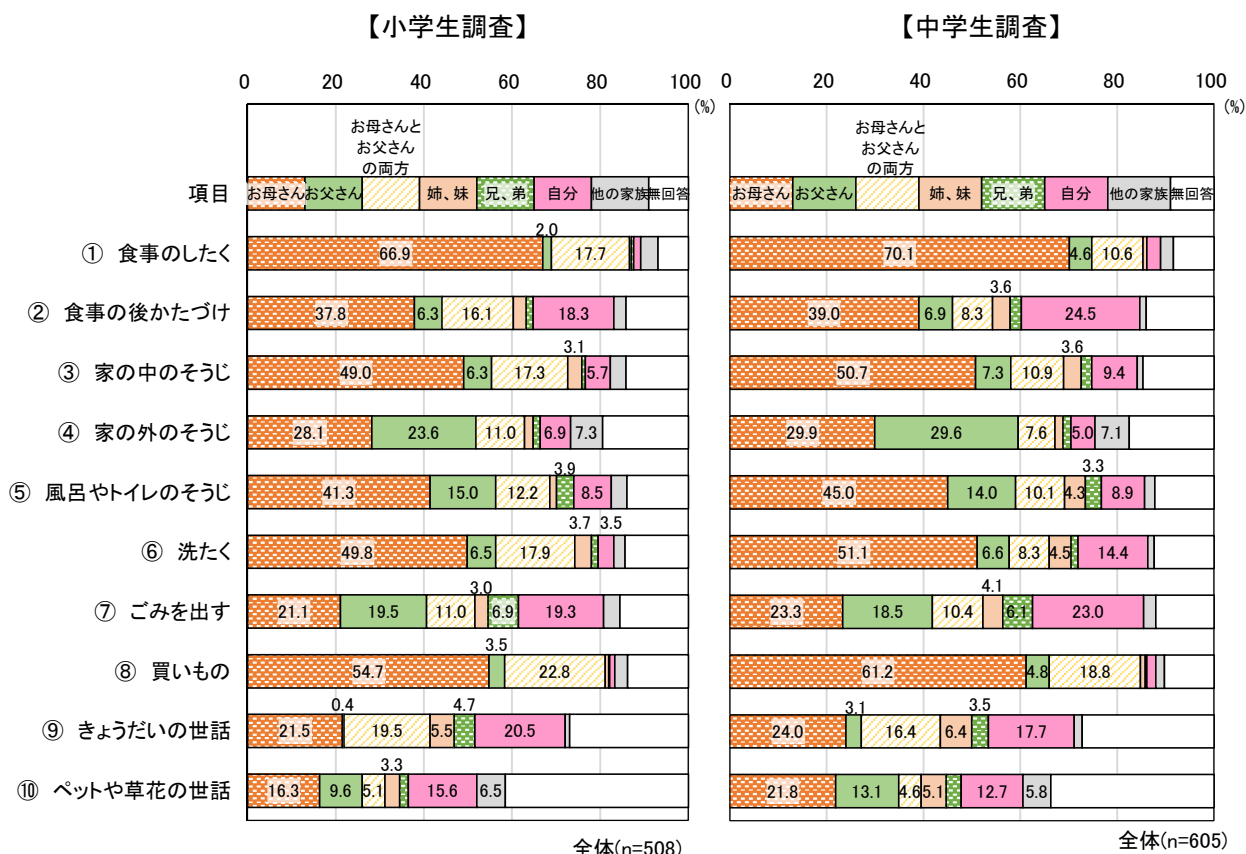
資料：小学生意識調査

図表 3-25 家事は、誰がするのが一番良いと思うか(中学生意識調査)



資料：中学生意識調査

図表 3-26 実際に家事を行っている人



資料：小生意識調査・中生意識調査

【施策の方向】

子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう保育施設や学校における固定的な男女の役割分担の是正、人権の尊重や男女共同参画社会にむけた意識づくりや共生社会の実現に取り組みます。

ジェンダー平等意識を浸透させるため、親たちに対する子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実に努めます

また、固定的な性別役割分担意識の見直しを図っていくためにも、幼少期からの教育や子どもから高齢者まで、一人ひとりの個性と能力を大切にす幅広い市民のライフステージに対応した生涯学習による意識の啓発の充実に努めます。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
28	学校等における男女平等教育の推進	人権教育に係る研修会や、各種情報提供を基礎として、各校へ周知に努めジェンダー平等の啓発を図ります。	学校教育課
		性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力が活かせるよう進路指導を行います。	学校教育課
		保育園、幼稚園、認定こども園、学校等において、人権教育の一環として、性差にとらわれず個々人に適した指導の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課 保育こども園課
		各児童生徒の性差に関する価値観を尊重し、当人に寄り添った必要な対応を行います。	学校教育課
29	家庭・地域での男女平等意識の形成	年齢等の対象（ターゲット）を絞った講座やフォーラムの開催等による男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。 市民活動や地域活動などを通して、男女平等・男女共同参画意識を育むための学習機会を提供します。	政策推進課
		公民館での講座等を通じて、家庭生活における男女平等の理解促進を図ります。	生涯学習課 政策推進課

【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 25	家事は誰がするのが一番良いと思うかについて、「男の人と女の人が協力してするのがよい」と回答した割合 (小学生・中学生アンケート調査結果)	政策推進課	小学生 77.0% (R3 年度)	小学生 90.0% (R8 年度)
			中学生 81.5% (R3 年度)	中学生 90.0% (R8 年度)
指 26	学校生活環境調査 (小学生・中学生アンケート調査結果)	政策推進課	—	実施

※（小学生・中学生アンケート調査結果）については、アンケートを実施する所管課（政策推進課）を記載。

現状値（R3 年度）、目標値（R8 年度）についてはアンケート実施年度を記載。

※指標No.26 学校生活環境調査は、学校生活の中で自認する性別との違いにより、「服装・トイレ・更衣室 等」において、困難を抱えていないか把握のための調査を予定。

(3) 基本目標 9 平和な社会や多様な価値観を認め合う社会の形成

SDGs 関連分野



【現状・課題】

戦争遺構の持つ歴史的教育的価値や糸満市史においての重要性を踏まえ、現状における安全性を考慮しつつ調査研究を進めるとともに、平和教育を推進することが重要です。

また糸満市平和祈念祭を毎年開催し、平和に関する朗読会や平和の礎の拭き清め等を実施することで平和の尊さを内外に発信する事業を展開します。今後も引き続き、関係機関と連携しながら多くの市民が平和の尊さを実感できるよう平和を発信していく必要があります。

また多様な価値観を認め合い、性別、人種、文化、風習等を互いに尊重することは、人権の尊重をはじめ、様々な交流を生み出し、グローバルな視点を養うことにもつながることから、姉妹都市・友好都市交流事業で、子どもから高齢者まで幅広い交流を進めていく必要があります。

【施策の方向】

平和ガイド育成事業において、中学生からのガイド育成を行い、平和に対する意識を高めます。育成者が一過性で学習を終わらぬよう、市内のひめゆり資料館と連携し、継続したくなるよう学習内容を工夫し、段階的に育成するシステムを構築していきます。

また、多言語による情報提供を促進するなど、外国人住民への支援と男女共同参画に関する理解の推進を図ります。

多様な価値観を認め合う社会の形成を目指すとともに、市内在住外国人への対応も含めた多文化共生のあり方についても検討します。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
30	平和教育・国際交流の推進	平和であることは、男女共同参画社会の実現においても、欠かすことのできないものであり、平和教育及び平和推進事業を通じた意識啓発に努めます。	政策推進課 学校教育課
		平和を推進するため、多言語による情報提供を促進するなど、外国人住民への支援と男女共同参画に関する理解の推進を図ります。 また、市内外国人向けの市政情報の多言語化や多言語観光ガイドブック制作などで情報を発信し、多文化共生・交流に努めます。	観光・スポーツ振興課 生涯学習課 政策推進課

【成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 27	糸満市平和祈念祭の参加人数	政策推進課	220 人 (R 元年度)	500 人
指 28	糸満市平和ガイド育成者数	政策推進課	119 人	150 人

※指標No.27 現状値（R2 年度）はコロナ禍で中止となったため、（R 元年度）を現状値とする。

※指標No.28 は累計数。

第 4 章 計画の推進

- 1 計画の推進
- 2 進捗管理
- 3 成果指標一覧

1 計画の推進

(1) 庁内への周知徹底及び庁内連携体制の充実

男女共同参画社会の実現という大きな目標は、本計画の施策・事業に直接かかわる所管課や部署のみならず、庁内全体で共有・実現していくことが重要です。そこで、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って行政運営ができるよう、庁内全体を対象に本計画の周知を図ります。また、本計画は男女共同参画意識の普及啓発をはじめ、人権教育、平和、国際交流、保健、福祉など、その分野は多岐に渡って展開されるため、庁内の横断的な連携を図るための体制充実を図ります。

(2) 計画の協働及び関係団体・機関との連携強化

男女共同参画社会の実現という大きな目標は、行政のみならず、市民や地域、事業者・教育者がそれぞれの立場から主体的に活動するとともに、互いに連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。また、男女共同参画を取り巻く関係団体・機関との連携が必要不可欠です。

本計画を広く周知し、男女共同参画社会の実現に向けた機運を高めていくとともに、それぞれの立場での主体的な活動を促進します。また、国や県をはじめ、NPO法人・民間団体との連携を強化し、本計画に位置づけられた施策・事業の効果的・効率的な推進を図ります。

(3) 計画の適切な進行管理

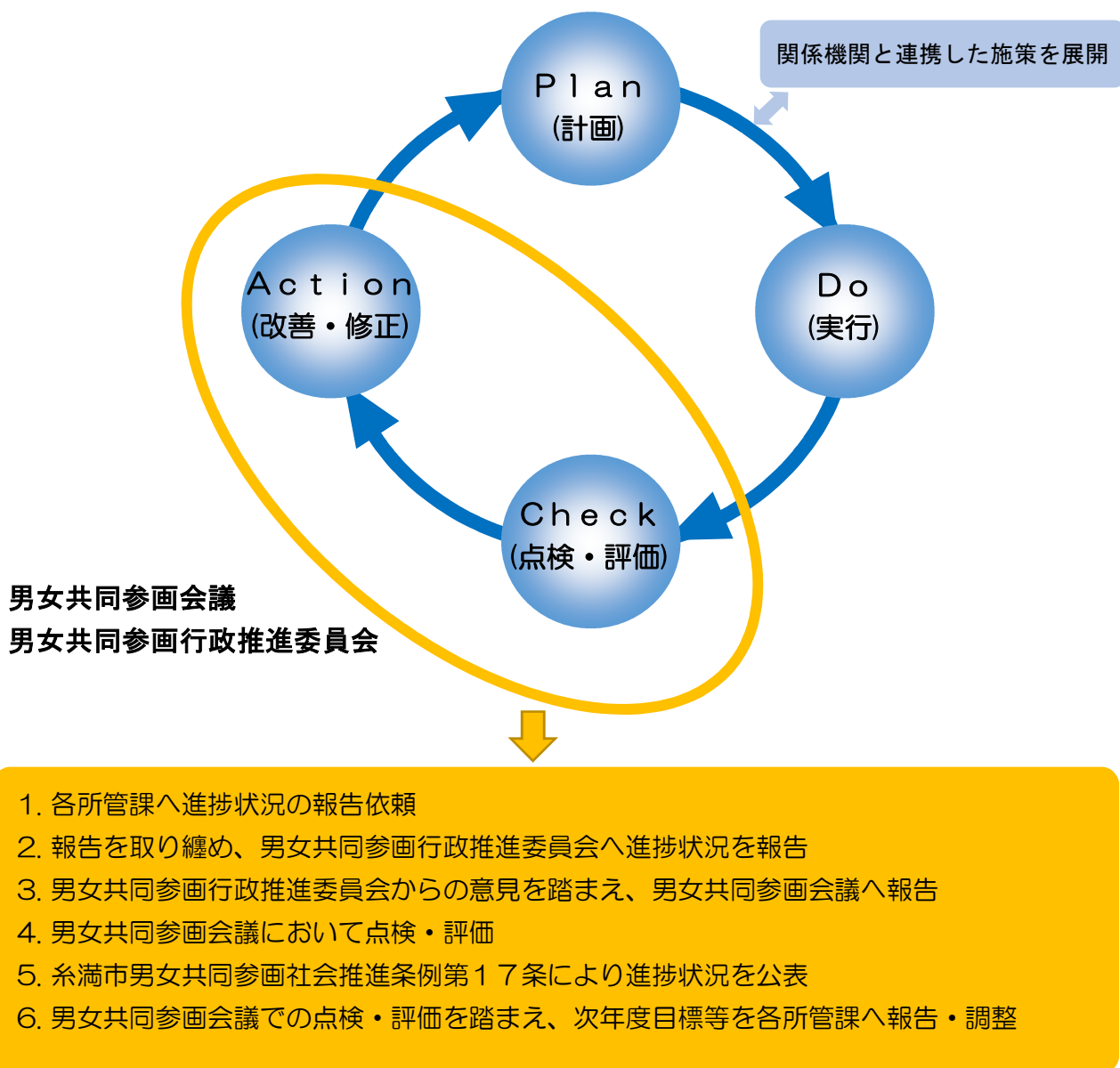
本計画の推進にあたっては、位置づけられた施策・事業が滞りなく進捗しているかを定期的に管理していくことが重要です。

施策の進捗確認及び関連する事業の点検・評価を毎年実施するとともに、適切な評価を行う仕組みを構築します。また、結果を庁内の「糸満市男女共同参画行政推進員会」及び学識経験者や関係機関・団体代表等で構成される「糸満市男女共同参画会議」において報告し、計画の適切な進行管理及び施策・事業の改善等につなげていきます。

2 進捗管理

計画の実効性を確保するため定期的に、糸満市男女共同参画会議（市民、学識経験者他）、糸満市男女共同参画行政推進委員会（庁内）において、所管課が設定した施策や事業内容の進捗状況を把握・点検のうえ目標達成に向けた評価を行います。その結果、改善点があれば施策内容等の修正や見直しを図り、計画の着実な推進につなげていきます。

所管課においては、本計画に位置付けられた施策「PLAN」に基づき、事業を実施し「DO」、進捗状況の点検・評価を行い「CHECK」、必要な修正を行う「ACTION」のサイクルを繰り返しながら、事業を効果的に実施していきます。また、進捗状況の結果は、市民に公表していきます。



3 成果指標一覧

本計画に位置付けられた施策を総合的に推進するため、具体的施策の内容を関係する取り組みについて現状の数値を示し目標値を以下のとおり設定する。各年度で評価・検証をP D C Aのサイクルで行い、男女共同参画計画を推進する。

(1) 基本方向Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進拡大

成果指標一覧(再掲)

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 1	市各種審議会への女性の登用割合	政策推進課	25%	30%
指 2	市管理職に占める女性職員の割合	人事課	14.8%	25%
指 3	人・農地プラン検討委員会における女性委員登用割合	農政課	33%	委員全体の 33%以上
指 4	男性職員の育児休業取得率	人事課	13.8%	15%
指 5	認定農家申請における家族協定締結数	農政課	7 戸	10 戸
指 6	保育所等利用待機児童数	保育こども園課	26 人	0 人
指 7	放課後児童健全育成事業実施数	こども未来課	18 施設 21 支援単位	21 施設 25 支援単位
指 8	沖縄県ワーク・ライフ・バランス認定企業の市内企業数	商工水産課	3 社	10 社
指 9	自治会長に占める女性の割合	市民生活環境課	9%	10%以上
指 10	全防災士に占める女性の割合	秘書防災課	10%	12%
指 11	市消防団員数に占める女性の割合	消防総務課	10%	15%

※指標 No4 男性職員の育児休業取得率=当該年度に育児休業を取得している男性職員÷同年度に配偶者が出産した男性職員×100で算出

(2) 基本方向Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

成果指標一覧(再掲)

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 12	配偶者等からの暴力を受けた方で、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」割合 (市民アンケート調査結果)	政策推進課	46.5% (R3 年度)	23.0% (R8 年度)
指 13	自分の性、心の性について悩んだときに、相談できなかった割合 (中学生アンケート調査結果)	政策推進課	41.9% (R3 年度)	10%以下 (R8 年度)
指 14	高等職業訓練促進給付金の支給人数	こども未来課	6 人	8 人
指 15	子供の居場所の設置数	こども未来課	6 力所	8 力所
指 16	糸満市性の多様性尊重宣言(仮称)等の検討	政策推進課	-	宣言
指 17	特定健診受診率(40～50 代)	健康推進課	18.8%	28.3%
指 18	市職員の訪問型特定保健指導対象者に占める指導割合	人事課	46%	60%
指 19	介護予防教室参加人数	介護長寿課	延べ 10,870 人	延べ 12,370 人
指 20	若年者の健診受診率 (20～40 歳未満,国保加入者)	健康推進課	11%	14.0%
指 21	スポーツイベントの女性参加者の割合	観光・スポーツ振興課	37.9% (R 元年度)	41%以上
指 22	妊婦教室パートナー参加率	健康推進課	62%	70%

※(市民アンケート調査結果)・(中学生アンケート調査結果)については、アンケートを実施する所管課(政策推進課)を記載。現状値(R3 年度)、目標値(R8 年度)についてはアンケート実施年度を記載。

※指標 No13 の目標値については、限りなく 0%を目指す。

※指標 No21 現状値(R2 年度)はコロナ禍で各種スポーツイベントが中止となったため、(R 元年度)を現状値とする。

(3) 基本方向Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

成果指標一覧(再掲)

指標 No	内容	所管課	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
指 23	社会のあらゆる場面において、男女が「平等」であると回答する市民の割合 (市民アンケート調査結果)	政策推進課	(R3 年度)	(R8 年度)
	家庭生活		36.8%	全項目 50%以上
	職場		38.3%	
	学校教育の場		53.2%	
	政治の場		10.9%	
	法律や制度の上		28.8%	
	社会通念・慣習・しきたり		13.5%	
	自治会や PTA などの地域活動の場		39.1%	
	社会全体的にみた場合		16.2%	
指 24	男女共同参画に関する講演会等参加者人数	政策推進課	8 人	60 人
指 25	家事は誰がするのが一番良いと思うかについて、「男の人と女の人が協力してするのがよい」と回答した割合 (小学生・中学生アンケート調査結果)	政策推進課	小学生 77.0% (R3 年度)	小学生 90.0% (R8 年度)
			中学生 81.5% (R3 年度)	中学生 90.0% (R8 年度)
指 26	学校生活環境調査 (小学生・中学生アンケート調査結果)	政策推進課	—	実施
指 27	糸満市平和祈念祭の参加人数	政策推進課	220 人 (R 元年度)	500 人
指 28	糸満市平和ガイド育成者数	政策推進課	119 人	150 人

※(市民アンケート調査結果)・(小学生・中学生アンケート調査結果)については、アンケートを実施する所管課(政策推進課)を記載。現状値(R3 年度)、目標値(R8 年度)についてはアンケート実施を記載。

※指標No.24 の現状値は、コロナ禍の開催により参加者が少人数となった。

※指標No.26 学校生活環境調査は、学校生活の中で自認する性別との違いにより、「服装・トイレ・更衣室 等」において、困難を抱えていないか把握のための調査を予定。

※指標No.27 現状値(R2 年度)はコロナ禍で中止となったため、(R 元年度)を現状値とする。

※指標No.28 は累計数。

参考資料

- 1 法及び上位・関連計画等の整理
- 2 委員会設置規程・会議規則・委員名簿
- 3 第3次糸満市男女共同参画計画策定経過
- 4 用語集
- 5 男女共同参画年表

1 法及び上位・関連計画等の整理

国・県及び糸満市の法及び上位関連計画における位置づけを整理します。

(1) 国の法及び上位・関連計画

No	法及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	男女共同参画社会基本法	—
②	女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	—
③	DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）	—
④	次世代育成支援対策推進法	平成 37 年（令和 7 年）3 月 31 日まで
⑤	候補者男女均等法（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）	—
⑥	働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）	—
⑦	第 5 次男女共同参画基本計画	基本的な考え方：令和 12 年度末 施策の基本的方向・具体的な取組：令和 7 年度末

(2) 県の条例及び上位・関連計画

No	条例及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	沖縄県男女共同参画推進条例	—
②	第 5 次沖縄県男女共同参画計画 ～DEIGO プラン～	平成 29 年度～令和 3 年度（5 年間）
③	沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画	—

(3) 糸満市の条例及び上位・関連計画

No	条例及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	糸満市男女共同参画社会推進条例	—
②	第 5 次糸満市総合計画 第 2 期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 3 年度～令和 12 年度 令和 3 年度～令和 7 年度
③	第 2 次糸満市地域福祉計画・第 4 次糸満市地域福祉活動計画	平成 30 年度～34 年度（令和 4 年度）
④	第 2 期糸満市子ども・子育て支援事業計画	令和 2 年度～令和 6 年度
⑤	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第 8 期）	令和 3 年度～令和 5 年度
⑥	第二次健康いとまん 21 後期計画	平成 30 年度～平成 35 年度（令和 5 年度）
⑦	糸満市第 4 次障がい者計画	平成 30 年度～平成 35 年度（令和 5 年度）
⑧	糸満市地域防災計画	令和 3 年 3 月修正
⑨	糸満市特定事業主行動計画	令和 3 年度～令和 7 年度

(1) 国の法及び上位・関連計画

①男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、基本法では、男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱（基本理念）を掲げています。また、その柱に基づき行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）を定めています。

◆基本理念

1.男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

2.社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

3.政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

4.家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

5.国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

◆国、地方公共団体及び国民の役割

- ・国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- ・地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- ・国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

②女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成 27 年 8 月に、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」が成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられました。令和元年 5 月には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする法改正が行われました。

※常用労働者 301 人以上企業等。法改正により令和 4 年 4 月 1 日以降は 101 人以上に拡大。

◆目的

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

◆基本原則

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

◆基本方針等の策定

- ・国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

◆事業主行動計画の策定等

- ・国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ・国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
（労働者が 300 人以下[令和 4 年 4 月 1 日以降は 100 人以下]の民間事業主については努力義務）
- ・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率等
- ・上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
- ・女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）
- ・国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

◆女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- ・地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

③DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

平成 13 年 10 月に「DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」が施行されました。その後、社会情勢等を踏まえて適宜改正が行われ、令和元年の改正においては、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。

◆基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

◆基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

◆都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられている。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 1 配偶者暴力相談支援センター
- 2 婦人相談員
- 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等
- 4 被害者からの相談等
- 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等
- 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等
- 7 被害者の自立の支援

- 8 保護命令制度の利用等
- 9 関係機関の連携協力等
- 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発
- 11 苦情の適切かつ迅速な処理
- 12 教育啓発
- 13 調査研究の推進等
- 14 民間の団体に対する援助

◆その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価
- 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

④次世代育成支援対策推進法

平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としています。

（第一条）環境の整備を図るための次世代育成支援対策について基本理念を定め、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、必要な措置を講ずるものとしています。10 年間の時限立法でしたが、平成 26 年の行動計画策定指針やひとり親家庭支援施策等の改正、新たな認定制度（プラチナくるみん）の創設に際し、平成 37 年（令和 7 年）3 月 31 日まで 10 年間延長されています。

◆基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。（第二条）

◆行動計画

1.行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主による行動計画の策定に関する指針を定めなければならない。（第七条）

2.市町村行動計画及び都道府県行動計画

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した住宅及び居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定する。

（第八条・第九条）

3.一般事業主行動計画

国及び地方公共団体以外の事業主（一般事業主）で、常時雇用する労働者の数が 100 人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定する。常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものは、一般事業主行動計画の策定に努める。（第十二条）一般事業主行動計画においては、行動計画策定指針に即して、計画期間、実施により達成しようとする目標、実施しようとする内容及びその実施時期を定めるものとする。

4. 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（特定事業主）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画を策定するものとする。（第十九条）特定事業主行動計画においては、計画期間、実施により達成しようとする目標、内容及びその実施時期を定めるものとする。

5. 次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。（第二十条）

6. 次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。（第二十一条）

⑤ 候補者男女均等法（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）

平成 30 年 5 月、「候補者男女均等法（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）」が公布・施行されました。この法律は、政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。（第一条）

◆ 基本原則（第二条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

◆ 基本的施策

1. 実態の調査及び情報の収集等（第五条）

国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

2. 啓蒙・啓発活動（第六条）

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

3. 環境整備（第七条）

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

4. 人材の育成等（第八条）

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

◆法制上の措置等

国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。（第九条）

⑥働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）

平成 30 年 7 月、「働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）」が公布・施行されました。労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じています。

◆働き方改革の総合的かつ継続的な推進（雇用対策法の改正）

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。

1. 題名と目的規定等の改正
2. 国の講ずべき施策
3. 事業主の責務
4. 基本方針の策定

◆長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1. 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）
 - (1) 長時間労働の是正
 - (2) 多様で柔軟な働き方の実現
2. 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）
3. 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

- ◆雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正）

「働き方改革実行計画」に基づき、以下に示す法改正を行うことにより、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図る。

1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備
2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
3. 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政 ADR）の整備

⑦第 5 次男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第 13 条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、平成 12 年に策定されました。

その後、平成 17（2005）年策定の第 2 次基本計画、平成 22（2010）年策定の第 3 次基本計画、平成 27 年策定の第 4 次基本計画を経て、令和 2（2020）年に、ポストコロナの「新しい日常」を見据えつつ、SDGs 等の国際的潮流との整合性にも配慮した新たな基本計画として「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

【第 1 部 基本的な方針】

I 目指すべき社会

1. 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
2. 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
3. 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
4. あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

II 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

1. 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
2. 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
3. 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
4. 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
5. デジタル化社会への対応（Society 5.0）
6. 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
7. 頻発する大規模災害
8. SDGs の達成に向けた世界的な潮流

Ⅲ 基本的な視点及び取り組むべき事項

- 1.男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。
- 2.指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める。
- 3.男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。
- 4.人生 100 年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
- 5.AI、IoT 等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。
- 6.女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- 7.多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- 8.頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。
- 9.地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- 10.1～9 の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

【第 2 部 政策編】

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第 1 分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第 2 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第 3 分野 地域における男女共同参画の推進
- 第 4 分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第 5 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第 6 分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第 7 分野 生涯を通じた健康支援

第 8 分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第 9 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第 10 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

(2) 県の条例及び上位・関連計画

① 沖縄県男女共同参画推進条例

沖縄県においては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成15（2003）年に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しました。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

②第5次沖縄県男女共同参画計画－DEIGOプラン－

「沖縄県男女共同参画計画」は、男女共同参画社会基本法第14条及び沖縄県男女共同参画条例第4条に基づき、沖縄県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画であり、施策の基本方向とその目標及び具体的施策を示しています。また、計画の実効性を高めるために、県民にわかりやすい指標を設定し、計画期間終了時における目標数値を定めています。

◆計画の方向

『全ての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す』

◆計画の期間

平成29（2018）年度から令和3（2022）年度までの5年間

◆計画の内容

目標1 家庭における男女共同参画の実現

施策1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発

施策1-2 育児及び介護を支える環境づくり

施策1-3 配偶者等からの暴力（DV）の根絶

施策1-4 障害を通じた男女の健康づくりの推進

目標2 職場における男女共同参画の実現

施策2-1 多様な就業を可能にする環境の整備

施策 2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策 2-3 農林漁業における男女共同参画の推進

施策 2-4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策 2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援

目標 3 地域における男女共同参画の実現

施策 3-1 地域活動を推進するための連携・協働

施策 3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

施策 3-3 市町村における男女共同参画の推進

目標 4 社会全体における男女共同参画の実現

施策 4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進

施策 4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進

施策 4-3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進

施策 4-4 男女間における暴力の根絶

③沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、平成 13 年に施行された「DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」等を受け、法第 2 条の 3 第 1 項に基づき県の責務として策定された「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成 18 年 3 月）の改定版です。また、市町村基本計画の策定も努力義務として明記されています。

◆計画の基本理念

配偶者からの暴力を許さない社会づくり

◆計画の位置付け

この計画は、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標 3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

◆施策の内容

基本目標 1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

- (1) 人権教育・啓発活動の推進
- (2) 地域における活動
- (3) 加害者対策への取組

基本目標 2 被害者の保護のための体制整備

- (1) 発見・通報
- (2) 相談体制・対応の充実
- (3) 一時保護体制・対応の充実

- (4) 一時保護退所後の施設における保護
- (5) 医学的・心理的支援
- (6) 外国人、障害者、高齢者等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

基本目標 3 被害者の自立を支援する環境整備

- (1) 住宅確保に関する支援の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 就業に向けた支援
- (4) 子育て支援
- (5) 児童の就学についての支援
- (6) 国民年金の加入手続き等における支援
- (7) 医療保険の加入手続き等における支援
- (8) プライバシーの保護
- (9) 法的支援、司法手続きに関する支援

基本目標 4 関係施策の推進体制の強化と民間団体との協働

- (1) 施策調整機能の強化
- (2) 職務関係者の資質向上
- (3) 民間団体との協働
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

(3) 糸満市の条例及び上位・関連計画

①糸満市男女共同参画社会推進条例

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が相互の協力及び社会の支援の下に育児、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (6) 男女共同参画社会の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の推進に関する施策を実施するに当たって、市民、事業者、教育者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画社会の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育者の責務)

第7条 教育者は、男女共同参画社会の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、糸満市男女共同参画会議（糸満市附属機関設置に関する条例（平成7年糸満市条例第25号）により設置された附属機関をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等の委員の構成)

第12条 市の附属機関等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画社会の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第14条 市は、男女共同参画社会の推進に関して市民、事業者及び教育者の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動への支援)

第15条 市は、市民、事業者及び教育者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の申出)

第16条 市民、事業者及び教育者は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策又は男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、書面により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて糸満市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。

(公表)

第17条 市長は、毎年度、男女共同参画社会の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

②第 5 次糸満市総合計画 第 2 期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【基本構想】

◆基本理念

ひかりとみどりといのりのまち

◆まちづくりの将来像

つながりを深めチャレンジするまち糸満市

◆目指すまちの姿

- 安心して産み育て、学び、文化・スポーツに親しむ糸満市（子育て・教育・文化・スポーツ）
- 市民みんなが心身ともにすこやかに暮らす糸満市（健康・医療・福祉）
- 支え合って共に生きる平和のまち・糸満市（交通安全・防犯・救急・防災・平和・共生）
- きれい！暮らしやすい！住みたいまち・糸満市（環境・まちの基盤）
- 豊かな資源をいかし活気にあふれた糸満市（産業）
- 人と人の輪がつながり、みんなで動かす糸満市（協働）

◆計画期間

- 第 5 次糸満市総合計画

令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度までの 10 年間。ただし、基本計画は 5 年後に後期基本計画として見直します。

- 第 2 期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度

◆目標人口

令和 12（2030）年度 64,000 人

【基本計画】

第 3 章【目指すまちの姿 3】支え合って共に生きる平和のまち・糸満市
（交通安全・防犯・救急・防災・平和・共生）

政策 5 多様性を認め合う社会をつくる

1. 政策の方針

社会の制度、慣習に根強く残る固定的な男女の役割分担の是正、人権の尊重や男女共同参画社会にむけた意識づくりや共生社会の実現に取り組みます。

姉妹都市、友好都市との交流も引き続き行い、市民レベルでの交流の拡充・創出を図ります。

また、日常から多様な知識に慣れ親しみ、国内はもとより国外など幅広い視野での交流を広げるため、平和も含め多言語による情報提供を進めます。

4. 施策の展開

(1) 共生社会の推進

多様な生き方を認め合う社会形成のため、男女参画社会の推進に努めます。

- ・ 多様性への理解促進（講座開催等による LGBTQ を含めた多様性に関する市民理解の促進、家庭・地域・職場などにおける人権教育の推進、相談受付の充実など）
- ・ 共同参画にむけた環境の充実（ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりの促進、多様な人が活躍できる労働・生活環境の充実支援、学校等における道德教育・人権教育の推進、市審議会等および民間を含む管理職における女性割合の向上など）
- ・ 女性の地域・社会活動における支援（糸満市女性団体連絡協議会との連携による構成団体の活動支援など）
- ・ 移住の受け入れ体制の整備（関係課、各種団体による連絡会の開催など）
- ・ 子育て支援におけるパートナー（夫）の参加と育休取得の推進（市民への啓発活動など）

(2) 国内外の多様な交流の推進

国際交流や異文化交流等の推進を図ります。

- ・ 交流の場づくり（姉妹都市・友好都市との交流促進、戦跡等を活用した平和学習や交流の推進、民泊なども含め各種施設の交流の場としての積極的活用、国際交流の推進、芸能交流・経済交流機会の充実など）
- ・ 交流の基盤づくり（英語指導助手（AET）を活用した国際理解・文化多様性への理解促進、通訳ボランティアの養成、通訳サポート体制の構築、市内在住外国人をいかにした各種講座等の推進、地域の国際化の推進、関係機関との連携強化、市ホームページや広報誌での交流情報発信の強化、市民活動支援センターを軸にした交流の促進、多言語対応の推進など）

5. 個別計画等

- ・ 糸満市男女共同参画計画（いちまん VIVO プラン）

③第2次糸満市地域福祉計画・第4次糸満市地域福祉活動計画

◆計画期間

平成30年度～34年度（令和4年度）

◆計画の基本理念

「みんなでつくる つながりと安心のまち 糸満市」

◆基本目標

基本目標1：みんなが『参加する』地域づくり

住民の地域福祉への参加は、地域によって差があるものの消極的になっています。また自治会加入率が低い地域があり、市内の都市部では特に低く、中でも若者の世代や県外出身者の加入率が低いのが実情です。

地域の活動を進めるに当たっては住民参加が不可欠であるため、自治会活動に参加しやすい環境づくりを図るほか、ボランティアへの参加促進、地域福祉の意識向上（福祉教育）、地域活動の活性化等について推進します。

基本目標2：みんなが『つながる』地域づくり

近所づきあい、地域のつながりが希薄化してきている中で、一人暮らし高齢者世帯や障がい者、母子・父子家庭など、支え合い等の支援が必要な方々も増えている状況にあります。アンケート調査では、地域のつながりの必要性を感じていることがわかります。

支え合いやつながりを深めるための機会づくりや、地域による課題解決を支援する仕組みづくり、地域での見守りや居場所づくり、地域のつながりによる防災、防犯活動等により、つながりのある地域づくりを推進します。

基本目標3：みんなを『支援する』地域づくり

地域で安心して暮らすためには、行政の福祉サービスや制度の利用が容易であり充実している必要があります。相談や情報提供、保健福祉のサービスの充実のほか、権利擁護、低所得者対策、サービスにつながらない要支援者への支援も必要です。さらにバリアフリー、移動・交通も地域生活をする上で整備が必要であり、このような地域福祉に関連するソフト面、ハード面での支援を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

④第 2 期糸満市子ども・子育て支援事業計画

◆計画期間

令和 2 年度～令和 6 年度

◆計画の基本理念

地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって 輝ける子どもを紡ぎ育てる史都 糸満

◆めざす子ども像

元気に遊び、こころもからだもイキイキと輝く糸満っ子

◆基本的な視点

【基本的な視点 1】子どもの視点

【基本的な視点 2】次代の親の育成の視点

【基本的な視点 3】サービス利用者の視点

【基本的な視点 4】社会全体による支援の視点

【基本的な視点 5】仕事と生活の調和の実現の視点

【基本的な視点 6】結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

【基本的な視点 7】全ての子どもと家庭への支援の視点

【基本的な視点 8】地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

【基本的な視点 9】サービスの質の視点

【基本的な視点 10】地域特性の視点

◆基本目標

めざす子ども像の達成に向けて、4 つの基本目標を掲げます。

【基本目標 1】子どもの育ちを保障する教育・保育・子育て支援の質の向上と体制の整備

施策方向性 1 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

施策方向性 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本目標 2】子どもが健やかに育ち、安心して子育てが行える環境の整備充実

施策方向性 3 子育てを支援する生活環境の整備

施策方向性 4 職業生活と家庭生活との両立の推進等

【基本目標 3】特別な支援が必要な子どもと家庭の支援

施策方向性 5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

【基本目標 4】すべての家庭のニーズに対応した教育・保育と子育て支援環境の整備

施策方向性 6 地域における子育ての支援

⑤高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）

◆計画期間

令和3年度～令和5年度

◆計画の基本理念

生きがいに満ちた 健やかな長寿 つながりの豊かなまち

人生を意義あるものとするためには、高齢者自身の希望に応じ、その人の意欲と能力を発揮して、健康で生きがいに満ちた生活を最期まで送ることが望まれます。

そのためには、高齢者のみではなく、

- ①若年者も含めたすべての人が、「自身の健康に留意し、自ら努力していくこと（自助）」
- ②地域に住む人びとが、「協力してお互いに支え合うこと（共助）」
- ③行政機関が「市民と地域社会の様々な団体の間に立ち、連携を取る（公助）」

が必要です。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「地域共生社会の実現」を踏まえた取り組みを推進することで、「高齢者が可能な限り住み慣れた場所で、その人らしい人生を送ることができる地域」になることを目指します。このため、高齢者が「生きがいを持つこと」、「健康長寿であること」、「地域につながりがあること」をあるべき姿とし、基本理念に掲げます。

◆基本目標

基本目標1．暮らしを包括的に支える環境の整備（介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進など）

- ・支援を要する方に対する介護、医療、住環境等において、包括的に支える施策について、「基本目標1」に位置づけます。

基本目標2．健康に暮らせる環境の整備（介護予防の推進、自立支援・援助の充実）

- ・介護予防の推進、自立支援と、それに伴う生活援助に係る施策について、「基本目標2」に位置づけます。

基本目標3．楽しく明るく暮らすための環境の整備（気軽に交流や活動に参加できる環境整備など）

- ・生きがいづくり、社会参加、多様な集いの場の充実に資する施策を「基本目標3」に位置づけます。

基本目標4．安心して暮らすための環境の整備と体制づくり（安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実！）

- ・地域で支える仕組みづくり・体制構築及び支援（生活支援）等について、「基本目標4」に位置づけます。

⑥第二次健康いとまん 21 後期計画

◆計画の期間

平成 30 年度～平成 35 年（令和 5 年）

◆基本的方向

市民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む本市にとっても、一人ひとりの市民にとっても重要な課題です。国の「健康日本 2（第 2 次）」の理念を取り入れ、市民の健康水準を高めるよう、平成 35 年（2023 年）度までの目標達成にむけた基本方針として「生活習慣病の早期発見と発症予防・重症化予防」「生活習慣の改善」「生涯を通じた健康づくり」の 3 つを掲げ推進していきます。

◆重点目標

今後の目標の中でもとくに優先度が高い 3 項目を重点として設定します。

1. 特定健診の受診率向上

生活習慣病の発症予防を目的に実施している特定健診の受診率は、国の目標値との差が大きく、伸びは微増で伸び悩んでいる状況です。生活習慣病は、健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、国民医療費にも大きな影響を与えています。予防や対策を行うために健診を受けることが第 1 歩となります。

2. がん検診の受診率向上

がん検診は、がんが進行していない初期の段階で発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡を減少させるために行われていますが、特定健診と同様に国の目標値との差が大きい状況です。がんは、本市の死因の 1 位となっており、がん対策は重要です。受診率と併せてがん検診の精度管理も行っていきます。

3. 3 歳児でむし歯がない者の割合の増加

乳幼児のむし歯は、減少傾向が見られますが、国と比べるとまだ高い状況となっています。乳幼児期は歯口清掃や食習慣などの基本的歯科保健習慣を身につける時期として非常に重要であり、生涯を通じた歯の健康づくりや全身の健康に影響を与え、豊かな人生を送るための基礎となるものです。

⑦糸満市第4次障がい者計画

◆計画の期間

平成30年度～平成35年度（令和5年度）

◆基本理念

障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現できるまち

- 市民の多様性への理解
- 障がい者の生きる力の発揮
- 質の高い生活の実現

◆基本目標

1. 日々の暮らしの基盤の充実

障がい者が、日々の生活を快適に過ごすことができるよう、障がい者の暮らしと直結する相談・支援体制を整えるとともに、保健、医療、福祉サービスの充実を図っていきます。また、障がい者の権利擁護、虐待の防止など、人権が守られるように制度の推進を図るほか、保健、医療、福祉が連携した体制の整備に努めます。

2. 学び、働き、憩う環境の充実

障がい者が、意欲を持って学び、働き、楽しく余暇活動等に取り組むことができるように、障がい者、健常者を分け隔てることなく、それぞれの個性（障がい者の特性）に応じて、教育や就労等の支援を進めていきます。とりわけ就労については、経済的な自立生活の基盤となることから、一般雇用につながる就労支援及び関係機関との連携、職場の理解など、支援の強化に取り組みます。

3. バリアフリーなまちづくりの推進

障がい者が感じる社会への障壁（バリアー）を取り除き、共に生きる、人にやさしい社会を実現できるよう、道路や建築物等の空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点での取り組みを進めるとともに、市民の障がいについての理解、福祉学習等による差別や偏見のないまちづくりに努めていきます。また、地域に暮らす市民が相互に支え合う地域社会を作るほか、災害時の備え、災害時要援護者となる障がい者の対策について、市民、地域、企業、行政等が協働で取り組むことを推進します。

⑧糸満市地域防災計画（令和３年３月修正）

◆市域の概況

本市の平成 26 年 12 月末日現在の登録人口は 60,111 人を数え、昭和 46 年（市制施行）12 月末日の人口 37,014 より 23,097 人の増となっている。これを人口動態の面からみると高齢化指数（65 歳以上人口÷総人口）は 17.4%と高く、着実に人口の高齢化は進んでいる。

◆計画の理念

災害からの市民の生命・財産の安全確保を目的に、本市における地域特性や居住環境の整備動向等各種計画を踏まえた市防災計画の策定及び実施運用の指針として次の 3 点を計画の理念とする。

1. 災害に強いまちづくり
2. 災害に強い人づくり
3. 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

◆基本目標

目的 市民の生命・財産の安全の確保

○災害に強いまちづくり

風水害からの安全確保

防災環境の整備並びに強化

公共施設等（防災拠点機能）の整備並びに強化

生活関連施設の災害対応力の整備

○災害に強い人づくり

市民・職員の災害時行動力の強化

地域・事業所における協力による防災対策

実践的な防災訓練の実施

要配慮者の安全確保対策の確立

応援・ボランティア受入体制の確立

○迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

役割分担・連携方法・実施手順の明確化

地域特殊性に則した救援・救護対策の確立

安全避難のための環境整備

⑨糸満市特定事業主行動計画

～女性の職業生活における活躍の推進に向けた特定事業主行動計画～

～次世代育成支援対策の推進に向けた特定事業主行動計画～

I 計画期間

令和3年度～令和7年度

II 同計画の推進に向けた体制整備等

- (1) 本市では、本計画を推進するため、検討委員会を設置し、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行い、その結果を公表します。
- (2) 各任命権者は、本計画を全職員に周知徹底させるため、啓発資料の作成・配布及び研修等を実施します。
- (3) 各任命権者及び職員は、本計画の内容を理解するとともに、その実現のために必要な措置を講じなければならない。

III 同計画の推進に向けた数値目標について

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。なお、この目標は、当該課題分析の結果、最も大きな課題に対応するものから掲げています。

- (1) 管理職に占める女性職員の割合
- (2) 将来の人材育成を目的とした女性職員の教育訓練の受講割合
- (3) 男性職員の育児休業取得人数
- (4) 男性職員の配偶者出産休暇のための休暇取得率及び平均取得日数

IV 出産、子育てに理解のある働きやすい職場の実現に向けて（次世代育成支援行動計画としての事項）

1 勤務環境の整備に関する事項

- (1) 妊娠中及び出産後における配慮
- (2) 不妊治療を受けやすい職場環境づくり
- (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等
- (4) 男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進
- (5) 超過勤務の縮減
- (6) 休暇の取得の促進
- (7) 人事評価への反映

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

- (1) 子育てバリアフリー
- (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
- (3) 子どもと触れ合う機会の充実

2 委員会設置規程・会議規則・委員名簿

(1) 糸満市男女共同参画行政推進委員会設置規程

平成 8 年 4 月 1 日

訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画問題に関する諸施策について、総合的、かつ効果的に推進するため糸満市男女共同参画行政推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画行政に関する問題と諸施策の効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政について関係部課等の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長に副市長、副委員長に企画開発部長をもって充てる。

3 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 委員長の命を受けて、委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について、調査及び検討するため委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第 2 の者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。

3 幹事長に企画開発部秘書広報課長をもって充てる。

4 幹事会は必要に応じ、幹事長が招集する。

(作業部会)

第 7 条 幹事長の命を受けて、男女共同参画に関する関係課の事業等の具体的な内容の検討をするため、幹事会の下に作業部会を置く。

2 作業部会は、関係課職員をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。

3 作業部会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、企画開発部秘書広報課が行う。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月14日訓令第11号)

この訓令は、平成10年4月14日から施行する。

附 則(平成12年3月17日訓令第7号)

この訓令は、平成12年3月17日から施行する。

附 則(平成13年11月1日訓令第25号)

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成14年7月5日訓令第42号)

この訓令は、平成14年7月5日から施行する。

附 則(平成15年10月31日訓令第25号)

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成18年5月16日訓令第35号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第13号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月1日訓令第21号)

この訓令は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月11日訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月7日訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

副市長
企画開発部長
総務部長
市民健康部長
福祉部長
経済部長
建設部長
消防長
教育委員会総務部長
教育委員会指導部長
水道部長

別表第 2(第 6 条関係)

秘書広報課長
政策推進課長
人事課長
市民生活環境課長
市民課長
健康推進課長
社会福祉課長
こども未来課長
保育こども園課長
介護長寿課長
農政課長
農業委員会事務局長
観光・スポーツ振興課長
商工水産課長
建設課長
都市計画課長
教育委員会総務課長
生涯学習課長
学校教育課長
社会体育課長
中央図書館長

(2) 糸満市男女共同参画会議規則

平成 7 年 12 月 21 日

規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例(平成 7 年糸満市条例第 25 号)第 3 条の規定に基づき、糸満市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 会議の担当事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 糸満市男女共同参画計画等の策定の際に調査審議し、答申すること。
- (2) 前号に掲げる計画等の進捗状況に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第 7 条 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 会議に特定の事項を調査検討させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会議委員の中から会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会議を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、部会長の職務を代理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 7 月 1 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 8 月 18 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 16 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 1 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日規則第 10 号)

この規則は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

(3) 糸満市男女共同参画会議委員名簿

糸満市男女共同参画会議委員名簿（任期：令和 3 年 9 月 24 日から令和 5 年 9 月 23 日）

No.	会議役職	氏 名	所属団体等／役職
1	会 長	渡慶次 英子	沖縄県看護協会
2	副会長	金城 文子	糸満市女性団体連絡協議会 会長
3	委 員	宮平 隆央	沖縄キリスト教短期大学 講師
4	委 員	奥村 啓子	前おきなわ女性財団 常務理事
5	委 員	金城 佳孝	糸満市建設業協会 事務局長
6	委 員	野入 直美	琉球大学 准教授
7	委 員	石戸 愛子	認定こども園 保護者
8	委 員	玉城 米子	N P O 法人子育て応援隊いっぽ 職員
9	委 員	古我知 進	糸満市自主防災組織連絡協議会 会長
10	委 員	島袋 雄文	糸満市社会福祉協議会事務局長
11	委 員	金城 満	糸満市福祉部 部長
12	委 員	徳元 弘明	糸満市企画開発部 部長

3 第3次糸満市男女共同参画計画策定経過

(1) 糸満市男女共同参画会議

回数	開催日	内容
1	R3.9.24	市長からの諮問 現行計画評価、アンケート調査、計画概要について
2	R3.12.27	「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」素案検討
3	R4.2.28	「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」(案)報告・答申

(2) 糸満市男女共同参画行政推進委員会

回数	開催日	内容
1	R3.12.7	「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」素案検討
2	R4.2.10	「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」(案)報告

(3) 糸満市男女共同参画行政推進委員会幹事会

回数	開催日	内容
1	R3.9.16	計画概要(策定主旨、スケジュール)について 統計調査結果、現行計画評価、アンケート調査結果について
2	R3.11.25	「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」素案説明
3	R3.11.25 ～R3.12.1	「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」素案検討 メールにて資料配布・意見徴収
4	R3.12.10 ～R3.12.15	「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」素案検討 メールにて資料配布・意見徴収
5	R4.1.25	「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」(案)確認・報告

(4) 糸満市男女共同参画行政推進委員会幹事会作業部会

回数	開催日	内容
1	R3.8.24-25 R3.8.30	現行計画進捗確認・次期成果指標の検討(ヒアリングの実施)
2	R3.11.11 ～R3.11.17	「第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」素案検討 メールにて資料配布・意見徴収

(5) 糸満市男女共同参画に関するアンケート

区分	対象者	調査方法	調査期間	回収数(回収率)
市民	市内在住 20 歳以上 2,000 名	郵送配布 郵送・WEB 回収	R3.7.13～R3.7.30	598(29.9%)
職員	市職員・会計年度任用職員 710 名	市にて配布・回収	R3.11.11～R3.11.17	655(92.3%)
児童・生徒	小学 5 年生 700 名 中学 2 年生 664 名	学校にて配布・回収	R3.11.11～R3.11.17	508(72.6%) 605(91.1%)

※小学生は自宅記入・学校回収、中学生は学校記入・学校回収のため回収率に差が生じている。

5 用語集

[あ行]

◆育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。

◆SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service, SNS)。インターネット上で社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) の構築可能にするサービス。Facebook や LINE など。

◆SDGs (エス・ディー・ジーズ)

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年を年限とする 17 の国際目標。ジェンダー平等や貧困、経済成長等の 17 の目標 (ゴール) のもと、169 のターゲット、232 の指標が決められている。

◆M 字カーブ

日本の女性の労働力人口比率 (労働力率、労働参加率) または就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になる事をいう。

◆LGBT

LGBT は Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者) の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の総称のひとつ。

◆エンパワーメント

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること、また、力をつけること。力とは、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発信力など、自らの能力を発揮できる力を指す。

[か行]

◆家族協定

農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、家族経営の近代化を図ろうとするもの。

◆固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定化してしまう考え方や意識のこと。これは、生活上の役割というよりも、男性優位の関係をつくりあげる背景となっていることから、男女共同参画問題を考えるうえでのキーワードであり、また、「男らしさ、女らしさ」も、この意識に基づく役割への期待が反映されていると言われている。

[さ行]

◆参画

社会の様々な場に、単に「参加」するだけではなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定の場に関わること。

◆シェルター

暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護や相談への対応、自立に向けたサポートなど、DV 被害者に対する様々な援助を行っている。

◆ジェンダーバイアス（性の偏り）

「性的偏り」「性的偏見」、社会的な慣例による男女観に拘束された意識や行動様式、あるいは男女差によって生じてしまう何らかの偏りのこと。

◆ジェンダー

ジェンダーとは、生まれる前に決定されている生物学的な性「セックス（sex）」に対して、社会的・文化的に形成された性差のことをいいます。また、「女だから」「男だから」や「男は仕事、女は家庭」などのように男女別に期待される役割やイメージのこと。

◆ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)

ジェンダー関連 4 機関である「ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)」、「女性の地位向上部(DAW)」、「国連婦人開発基金(UNIFEM)」、「国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)」を統合した新たな機関として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が 2011 年 1 月に発足。国連改革の課題の一環として UN Women の設立は実現され、より大きな効果をもたらすために 4 機関の財源及び権限が統合された。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしている。

◆女子差別撤廃条約

正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置を取ることを求めている。

◆女性に対する（あらゆる）暴力

1993 年に国連が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」を、肉体的、精神的、性的、心理的損害や苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為と定義づけている。

一般には、「夫・パートナーからの暴力」「性犯罪」「売買春」「セクシャル・ハラスメント」「ストーカー行為」等が挙げられる。

◆ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

正式名は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成 12 年 11 月に施行され、直近では平成 25 年に法改正が行われた。この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等※」と「ストーカー行為」（上記参照）。

【※つきまとい等】

ストーカー規制法（下記参照）における「つきまとい等」とは、恋愛感情などの好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの恨みの感情を満足させるため、次の 1 から 8 の行為を行うことをいいます。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1. つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | 2. 監視していると告げる行為 |
| 3. 面会・交際などの要求 | 4. 乱暴な言動 |
| 5. 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール | |
| 6. 汚物などの送付 | 7. 名誉を傷つける |
| 8. 性的羞恥（しゅうち）心の侵害 | |

◆世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開催される会議です。国際学際女性会議とも呼ばれる。第 1 回世界女性会議は、国連が定めた「国際婦人年」の 1975 年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択、第 2 回はコペンハーゲンで「国連婦人の 10 年中間年世界女性会議」として開催、女性の人権宣言ともいうべき「女子差別撤廃条約」の署名式が行われた。第 3 回はナイロビ、第 4 回は中国で開催された。

◆性的マイノリティ

性的少数者を総称する言葉。セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障害者などが含まれる。

◆セクシャル・ハラスメント

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること。男女雇用機会均等法により事業者はその対策が義務付けられている。

（厚生労働省 HP より）

◆積極的改善処置(ポジティブ・アクション)

これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例：営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半である 等）、このような格差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

[た行]

◆男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。

◆男女共同参画社会基本法

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

◆男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

◆男女混合名簿

男女を性別で区別せず、あいうえお順や生年月日順等によって並べられた名簿のこと。男女を性別ごとに分ける「男女別名簿」は「男は先・主・優」「女は後・従・劣」という意識を生み出す原因となっているとの指摘があり、男女平等教育を推進するため、「男女混合名簿」を導入する学校が増加している。

◆デートDV

交際中のカップル間におこるドメスティック・バイオレンス（DV）のこと。単なるケンカとは違い、暴力をふるう側とふるわれる側の上下関係が固定化する。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものを、略して「DV」と呼ぶ。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、人権を著しく侵害する重大な問題。

[は行]

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

◆配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努力義務が定められている。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介・カウンセリング・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う。

◆パワー・ハラスメント

職権などのパワー（力）を背景にして、本来の業務の範疇^{はんちゆう}を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。身体的な攻撃や精神的な攻撃等があり、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

◆PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返すことで業務を継続的に実施・改善していく手法。

[ま行]

◆マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。職場における母性健康管理や母性保護の措置にはいろいろなことがあり、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いは法律で禁止されている（男女雇用機会均等法第9条関係）。法律では、「事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後の休業の取得、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や深夜業免除など労働基準による母性保護措置を受けたことなどを理由として、解雇その他不利益取扱いをしてはならない。」としている。

[や行]

◆ヤングケアラー

一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものこと。

[ら行]

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR:性と生殖に関する健康と権利）

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されている。

[わ行]

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

日本語では「仕事と生活の調和」と訳される。子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間など、個人が健康で豊かな時間を持ち生活ができるよう、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方。

5 男女共同参画年表

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	糸満市の動き
昭和 23 年 (1948)	・「世界人権宣言」採択	・日本国憲法施行・労働省 発足、婦人少年局設置		・糸満町議会議員選挙での 初の女性議員 2 名誕 生。牧志シズ氏、長田文 氏 ・県内初の女性議員 11 名 (12 月嘉手納村選挙含 め 12 名) が誕生
昭和 24 年 (1949)		・第 1 回婦人週間 (4 月 10 日～16 日) 主唱：労 働省		
昭和 42 年 (1967)	・「婦人に対する差別撤廃宣 言」採択			
昭和 47 年 (1972)	・国連総会で 1975 年を国際 婦人年とすることを宣言	・外務省が国際婦人年のため の関係各省庁連絡会議 を設置		
昭和 49 年 (1974)	・国連婦人の地位委員会で 国際婦人年活動計画を採 択			
昭和 50 年 (1975)	・国連国際婦人年 (目標： 平等・発展・平和) ・ILO 第 60 回総会「婦人労 働者の機会及び待遇の均等 を促進するための行動計画」 を採択 ・国際婦人年世界会議 (於：メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の 10 年」 (1976～1985) 決定	・「婦人問題企画推進本 部」設置 (総理府) ・「婦人問題企画推進本部 会議」開催 ・婦人問題企画推進室が業 務開始 ・育児休業法の成立	・沖縄県婦人連合会が沖縄 県に要請：男女平等・婦 人の地位向上について	
昭和 51 年 (1976)	・「国連婦人の 10 年」初年度 ・ILO 事務局に婦人労働問題 担当室が新設	・離婚復氏制度改正 (民法 の改正) ・育児休業法 (女子教育職 員、看護婦、保母等) の 施行 ・婦人少年問題審議会「雇 用における男女の機会均 等と待遇の平等の促進に 関する建議」を提出 ・労働省「第 1 回日本婦 人問題会議」開催	・県労働商工部の「労政 課」に婦人行政担当の専 任職員配置 ・育児休暇条例の制定 ・県内初女性県議会議員誕 生 (上江洲トシ) ・県内初女性県議会議員誕 生 (上江洲トシ)	
昭和 52 年 (1977)	・ILO 第 63 回総会で看護職 員ならびに勧告を採択	・「国内行動計画」策定 (S52～61) ・労働省「若年定年制・結 婚退職制等改善年次計 画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・総理府婦人問題担当室 「国内行動計画前期重点 目標」を発表	・県婦人関係行政連絡会議 設置 ・県婦人問題懇話会設置	
昭和 53 年 (1978)		・総理府「国内行動計画第 1 回報告書—婦人の施策 と現状—」を公表	・沖縄県における婦人の生 活実態と意識の調査	

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	糸満市の動き
昭和 54 年 (1979)	・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択	・法務省「相続に関する民法改正要綱試案」を公表	・生活福祉部に青少年行政と婦人行政を統合した「青少年婦人課」を設置	
昭和 55 年 (1980)	・「国連婦人の10年中間年」世界会議（於：コペンハーゲン） ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・総理府「国内行動計画第2回報告書－婦人の施策と現状－」を発表・女子差別撤廃条約への署名・総理府「国連婦人の10年中間年全国会議」を開催・「民法」の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）	・「国連婦人の10年」中間年世界会議参加〔22人〕・「国連婦人年の10年」中間年記念沖縄大会開催 ・「国連婦人の10年」記念第1回沖縄県婦人国内研修（於：埼玉県、東京都）	
昭和 56 年 (1981)	・ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 ・「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約」発効	・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 ・婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画」後期重点目標 決定 ・労働省「バードバンク」の設置を開始・法務省は法制審議会に国籍法部会を設置	・沖縄県議会議長名で「婦人に対するあらゆる形態差別撤廃条約」早期批准に関する意見書提出 ・県庁初の女性課長発令（青少年婦人課長：安次富初子）	
昭和 57 年 (1982)		・労働省：男女平等問題専門家会議「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告 ・「国民年金法等の一部を改正する法律」成立		
昭和 58 年 (1983)		・「婦人の生活と意識－国際比較調査報告書」発表（他国に比べて性別による役割意識が強いことが示される） ・法制審議会国籍法部会「国籍法改正に関する中間試案」決定 ・婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告	・沖縄県知事名で内閣総理大臣へ「婦人に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」早期批准について要望書提出 ・沖縄県婦人問題懇話会による知事への提言	
昭和 59 年 (1984)	・「国連婦人の10年ESCAP地域政府間準備会議」開催（於：日本・東京）	・文部省「家庭科に関する検討会議」報告書提出	・婦人問題解決のための沖縄県行動計画策定 ・県 2 番目の女性課長（婦人相談所長：翁長孝枝） ・第 1 回婦人海外研修「婦人の翼」実施	
昭和 60 年 (1985)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議（於：ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・文部省「家庭科に関する検討会議」報告書提出 ・国籍法の改正施行（父母両系血統主義の採用） ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」制定 ・「国民年金法」改正（女性の年金権を確立）	・第 1 回うなひフェスティバル開催（那覇市）	・糸満市婦人団体連絡協議会設立 ・市役所での初の女性課長誕生

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	糸満市の動き
昭和 61 年 (1986)		・ 婦人問題企画推進本部を拡充（構成を全省庁に拡大） ・ 婦人問題企画推進有識者会議開催 ・ 「男女雇用機会均等法」施行	・ 沖縄の女性と男性の広場「あい」（広報誌）発行 ・ 「女性総合センターの早期建設について」婦人問題懇話会から知事へ提言 ・ 「農村婦人の翼」実施	
昭和 62 年 (1987)		・ 婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内旅行行動計画」策定	・ 婦人団体連絡協議会結成（27 団体） ・ 「婦人の翼」の会結成	
昭和 63 年 (1988)		・ 週 40 時間労働制に向けての「労働基準法」の改正	・ 「西暦 2000 年に向けて女性の望ましい生き方のために」婦人懇話会から知事へ提言	・ 糸満市教育委員に初の女性委員誕生
平成元年 (1989)		・ 学習指導要領の改訂（高校家庭科の男女必修）		
平成 2 年 (1990)	・ 国連婦人の地位委員会拡大会議（於：オーストリア・ウィーン） ・ 国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実地に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
平成 3 年 (1991)		・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」（第一次改定）目標年度：平成 12 年度 ・ 「育児休業法」公布	・ 全国で 2 人目の女性副知事（尚弘子）誕生「沖縄県における婦人の生活実態と意識の調査」	・ 市役所に初の女性部長誕生
平成 4 年 (1992)		・ 「育児休業法」施行 ・ 初の婦人問題担当大臣任命（河野洋平内閣官房長官）	・ 総務部知事公室に女性政策室を新設（室長安里和子） ・ 女性行政推進本部設置	
平成 5 年 (1993)	・ 「世界人権会議」開催（於：ウィーン）	・ 中学校での家庭課の男女必修完全実施 ・ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）成立 ・ 地方交付税において、基準財政需要額に「男女均等推進対策」に要する経費が算出される。（平成 5 年度都道府県分） ・ 第 4 回世界女性会議日本国内委員会設置 ・ 「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定	・ 「沖縄県男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」を策定 ・ （財）おきなわ女性財団設立 ・ 沖縄県農山漁村女性に関する中長期ビジョン策定 ・ 「DEIGO プラン 21 推進月間」を設定（DEIGO プラン 21 推進 10 市メッセージリレー）	

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	糸満市の動き
平成 6 年 (1994)	・アジア・太平洋経済社会委員会（E S C A P）「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋会議開催 ・国際人口・開発会議で「行動計画」を採択（於：エジプト・カイロ）	・市町村に係る普通地方交付税措置に女性問題対策推進費が追加 ・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」発足 ・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・「児童の権利に関する条約」発効	・県 2 人目の女性副知事誕生（東門美津子） ・DEIGO プラン 21 推進キャラバン ・第 1 回「女と男のフェスティバル」 ・人材リスト作成 ・女性問題アドバイザー設置	
平成 7 年 (1995)	・北京女性会議 N G O フォーラム開幕 ・約3万1千人参加（日本から5千人 [8.30～9.8] ・第 4 回世界女性会議（於：北京）開催（190カ国約1万7千人が参加）首席代表野坂浩賢女性問題担当大臣 ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・ILO156 号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」批准 ・「育児休業法」改正 ・「女性のためのアジア平和国民基金」発足 ・「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催（総理府） ・農業者年金基金の一部改正法公布 農業経営の妻にも年金加入権	・県初の女性部長誕生（生活福祉部長：安里和子） ・沖縄女性の 50 周年フォーラム ・第 4 回世界女性会議に県内から 70 名余の女性が参加 ・「戦後 50 年おきなわ女性のあゆみ」発刊	
平成 8 年 (1996)		・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・沖縄県女性総合センター〈ていするる〉開館	・第 1 期糸満市女性会議設置（委員 12 名、内女性 8 名） ・第 1 回糸満市女性会議模擬市議会を開催 ・「糸満市職員の女性に関する意識調査」発刊 ・女性初の名誉市民誕生
平成 9 年 (1997)		・労働省婦人局婦人少年室や各都道府県の婦人少年室を女性局女性少年室に改称 ・「介護保険法」公布	・「戦後 50 年おきなわ女性のあゆみ～21 世紀へのメッセージ」映像化	・女性行政窓口の充実と女性の地位向上を図るため市企画部に女性・平和推進室を新設 ・糸満市女性に関する市民意識調査実施（調査対象者：1,000 名、内女性 500 名、回収率：80%）
平成 10 年 (1998)	・第18回女性差別撤廃委員会開催（於：ニューヨーク） ・A P E C 女性問題担当大臣会合開催（於：マニラ）	・第 50 回「女性週間」（4 月 10 日～4 月 16 日）主唱：労働省・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり-」答申	・「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」改定 ・「戦後 50 年おきなわ女性のあゆみ～21 世紀へのメッセージ」映像化 ・「男女共同参画都市宣言」（那覇市）	・第 2 期糸満市女性会議委員発令

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	糸満市の動き
平成 11 年 (1999)	・ESCAPハイレベル政府間会議開催（於：タイ・バンコク）	・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正労働法」施行 ・「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画促進を規程）	・「被害者支援を考えるフォーラム」の開催 ・「米軍基地から派生する女性に関する諸問題調査事業」	・第 2 期糸満市女性模擬市議会を開催 ・糸満市農業委員に初の女性委員誕生
平成 12 年 (2000)	・国連特別総会・女性2000年会議（於：ニューヨーク） ・「政治宣言及び成果文書」採択	・「女性と仕事の未来館」開館（労働省） ・「男女間における暴力に関する調査」（総理府） ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方策について」 ・「国の審議会における女性委員の登用について」決定 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21 世紀の最重要課題ー」答申 ・「ストーカー行為規制法」の公布・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「おきなわ女性白書 2000」発行 ・知事公室「女性政策室」から「男女共同参画室」へ改称	・「糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」策定 ・第 3 期女性会議委員発令
平成 13 年 (2001)		・育児・介護休業法施行 ・中央省庁再編に伴い内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置。（男女共同参画審議会を廃止） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」の施行 ・第 1 回男女共同参画週間（6 月 23 日～6 月 29 日）男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動」について ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律一部施行（配偶者暴力相談支援センターを除く）	・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」 ・「日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック」発行 ・平成 12 年度「沖縄県男女共同白書」発行 ・第 3 回世界のウチナーンチュ大会「女性フォーラム」開催 ・「沖縄県 DV 対策事業」（DV シンポジウム等開催）：平成 13 年度からスタート	

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	糸満市の動き
平成 14 年 (2002)	・「国連婦人の10年世界会議」ESCAP地域政府準備会議（東京）の開催 ・「APEC第2回女性問題担当大臣会合」の開催：メキシコ・グアダハラ	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律完全施行	・「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン 21～」策定 ・男女共同参画推進地域会議（於：石垣市） ・平成 13 年度「沖縄県男女共同参画白書」発行 ・配偶者暴力支援センター開設（県女性相談所） ・復帰 30 周年記念事業「女性達の 30 年」開催：パネルディスカッション部のパネリストとして石垣市から参加（潮平俊） ・「沖縄県 DV 防止対策事業」実施	・第 4 期女性会議委員発令
平成 15 年 (2003)	・欧州協議会「第29回男女平等運営委員会」開催：フランス・ストラスブール ・国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）開催（韓国ソウル）	・母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律施行 ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布。施行 ・「えがりて」終刊 150 号：編集発行：内閣府男女共同参画局 ・「男女共同参画推進本部ニュース」第 1 号発刊 ・全国の行政相談委員 5,000 名中、123 名の男女共同参画担当委員指名（総務省） ・日本初の女性知事誕生（北海道知事：高橋はるみ）	・沖縄県男女共同参画推進条例制定・施行 ・県内初女性の空手道場主：大城信子 ・沖縄県女性団体連絡協議会「35 周年記念誌」出版	・男女共同参画講座開講
平成 16 年 (2004)	・ESCAP（アジア太平洋地域経済社会委員会）開催：ESCAP本部（タイ・バンコク） ・第48回国連婦人の地位委員会開催（於：ニューヨーク）	・「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定 ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書とりまとめ ・「日本女性会議 2005 まつやま」開催・改正配偶者暴力防止法公布・施行 ・育児・介護休業法改正 ・「苦情処理ガイドブック」発行：内閣府男女共同参画局 ・2 人目女性知事誕生（大阪府知事：太田房江） ・3 人目女性知事誕生（熊本県知事：潮谷義子）	・「市町村の男女共同参画施策主要指標」作成	・第 5 期女性会議委員発令

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	糸満市の動き
平成 17 年 (2005)	・第49回国連婦人の地位委員会 (CSW) -「北京+10」開催 (於：ニューヨーク国連本部)	・改正育児・介護休業法施行 ・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」 ・男女共同参画基本計画 (第2次) 閣議決定 ・女性の学習国際フォーラム「災害と女性のエンパワメント」を開催 ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の改定 ・「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」作成 ・「市町村における男女共同参画の推進に関する事例集」発行：内閣府男女共同参画局 ・4人目女性知事誕生 (千葉県知事：堂本暁子) ・「男女共同参画社会の形成の推進に関する事例集」発行：内閣府男女共同参画局 ・「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向についての中間整理」発行：男女共同参画会議 ・初の男女共同参画担当大臣就任 (猪口邦子) (内閣府特命担当：少子化・男女共同参画) ・「北京+10」記念シンポジウム開催・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・男女共同参画行政所管組織の変更新：文化環境部 平和・男女共同参画課 前：総務部知事公室男女共同参画室	

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	糸満市の動き
平成 18 年 (2006)	・第50回国際婦人の地位委員会開催（「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など）（於：ニューヨーク国連本部） ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（於：東京）	・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定 ・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「両立支援・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進が企業等に与える影響に関する報告書」	・「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」策定 ・「女性問題懇話会」廃止、新たに「男女共同参画行政推進本部」設置 ・「沖縄県女性総合センター」を「沖縄県男女共同参画センター」に名称変更	・「糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」改定 ・第 6 期男女共同参画会議委員発令
平成 19 年 (2007)	・第51回国連婦人の地位委員会開催（「女兒に対するあらゆる形態の差別暴力撤廃」など）（於：ニューヨーク国連本部） ・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合（於：インド・ニューデリー）	・「パートタイム労働法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「沖縄県男女共同参画計画(後期)」の策定	・「糸満市男女共同参画条例（仮称）」に関する市民意識調査実施（調査対象：5,169 名 回収率 44.8%）
平成 20 年 (2008)	・第52回国連婦人の地位委員会開催（「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」など）（於：ニューヨーク国連本部） ・女子差別撤廃条約実施状況報告（第6回）	・「仕事と生活の調和推進室」設置 ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）専門調査会 ・「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」 ・「次世代育成支援対策推進法」改正		・第 7 期男女共同参画会議委員発令
平成 21 年 (2009)	・第53回国連婦人の地位委員会開催「HIV/AIDSのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など（於：ニューヨーク国連本部） ・第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合（於：韓国・ソウル）	・「DV 相談ナビ」開設 ・「育児・介護休業法」改正 ・男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表		

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	糸満市の動き
平成 22 年 (2010)	・第 54 回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合開催（於：ニューヨーク）	・男女共同参画会議「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「沖縄県配偶者等からの暴力防止および被害者支援基本計画」改定 ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施	・「糸満市男女共同参画社会推進条例」制定及び施行 ・第 8 期男女共同参画会議委員発令
平成 23 年 (2011)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足 ・第 4 回東アジア男女共同参画担当大臣会合（於：カンボジア・シエムリアップ）		・所管部を文化環境部から環境生活部へ改組	・糸満市男女共同参画社会に関する市民意識調査（調査対象：3,000名回収率19.8%）
平成 24 年 (2012)	・第 56 回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択（於：ニューヨーク）	・「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画策定	・「第 4 次沖縄県男女共同参画計画-DEIGO プラン-」策定	・「第 2 次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～」策定 ・第 9 期男女共同参画会議委員発令
平成 25 年 (2013)		・若者・女性活躍推進フォーラムの提言 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定		
平成 26 年 (2014)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂 2014 に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる		・第 3 回糸満市女性模擬市議会を開催 ・糸満市農業委員に女性委員 3 人誕生
平成 27 年 (2015)	・第 59 回国連婦人の地位委員会/「北京+20」開催（於：ニューヨーク）	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立 ・男女共同参画会議「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ・男女共同参画会議「第 4 次男女共同参画基本計画案について」答申 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施	・第 10 期男女共同参画会議委員発令

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	糸満市の動き
平成 28 年 (2016)	・「第1回東アジア家族・男女 共同参画担当大臣フォーラ ム」(バンコク) 開催		・「第 5 次沖縄県男女共同 参画計画～DEIGO プラ ン～」の策定 ・沖縄県特定事業主行動計 画「県職員の女性活躍推 進及び仕事と子育て両立 支援プラン」策定	・「第 2 次糸満市男女共同 参画計画～いちまん VIVO プラン～」中間見 直し答申 ・県内初「女性参政権 70 年記念 県内初の女性議 員(12 名)写真展」を 開催 ・県内初「全国パープル・ ライトアップ」を市庁舎 にて実施 ・糸満市男女共同参画社会 に関する市民意識調査 (調査対象: 3,000 名 回収率 18.2%)
平成 29 年 (2017)	・先進国首脳会議(G 7) 「ジェンダー平等のためのロー ドマップ」採択	・DV 防止法や女性活躍推 進法の改正		・第 11 期男女共同参画会 議委員発令 ・「第 2 次糸満市男女共同 参画計画～いちまん VIVO プラン～(後期計 画)」策定
平成 30 年 (2018)		・政治分野における男女共 同参画の推進に関する法 律の成立		
平成 31 年 ／ 令和元年 (2019)	・第5回国際女性会議WA W!とW20(女性に関する 政策提言をG20に向けて行 う組織体)を日本で開催	・「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法 律」改正	・沖縄県平和援護・男女参 画課から「女性力・平和推 進課」へ改称	・第 12 期男女共同参画会 議委員発令
令和 2 年 (2020)		・「第 5 次男女共同参画基 本計画」閣議決定		
令和 3 年 (2021)				・第 13 期男女共同参画会 議委員発令
令和 4 年 (2022)			・「第 6 次沖縄県男女共同 参画計画～DEIGO プラ ン～」の策定	・「第 3 次糸満市男女共同参 画計画～いちまん VIVO プラン～(案)」の策定に あたったの諮問(糸満市 長より糸満市男女共同参 画会議へ) ・「第 3 次糸満市男女共同参 画計画～いちまん VIVO プラン～(案)」の策定に あたったの答申(糸満市 男女共同参画会議から糸 満市長へ) ・「第 3 次糸満市男女共同参 画計画～いちまん VIVO プラン～」の策定

第 3 次糸満市男女共同参画計画

～ いちまん VIVO プラン ～

発行日	令和 4 年 3 月
発 行	糸満市
編 集	糸満市 企画部 政策推進課 〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

